

第2日目（3月2日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、塩川裕紀君、教育長、病院事業管理者から遅刻の届出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

大綱質疑からあまりに逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第1、第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

所信表明で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、保険税収入は大幅な減額を見込みました。また、1月に新潟県から示された国民健康保険事業費納付金の本算定では、若干の減少にとどまり、非常に厳しい運営状況となっております。保険税率を据え置いて当初予算を編成いたしましたが、税率につきましては、令和3年度の所得が確定した段階で改めて算定する予定であります。

歳入では、国民健康保険税は前年度比1億3,789万円減の9億6,380万円を、県支出金は前年度比8,505万円減の38億7,775万円を計上いたしました。

歳出では、保険給付費は前年度比7,688万円減の38億645万円を、国民健康保険事業費納付金は県の算定に基づき、前年度比5,415万円減の14億6,550万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比では1億2,000万円、率にして2.1%減の55億4,100万円としたいものであります。

概要につきましては、市民生活部長に説明させます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。それでは、私のほうから概要について説明を申し上げます。

お手元に既に配付済みの第9号議案から第16号議案、資料1、令和3年度当初予算案の概

要について、これで説明させていただきたいと思いますのでお手元にご用意ください。

8 ページのほうをご覧ください。歳入です。1 款国民健康保険税であります。本年度予算額 9 億 6,380 万円で、前年度比 1 億 3,789 万円の減となっております。うち、一般の現年度分が 1 億 3,084 万円の減、一般の滞納繰越分が 647 万円の減。一般被保険者数は令和 2 年度推計を 1 万 2,148 人と見込んだところ、最近の令和 3 年 1 月末現在では 1 万 2,368 人、3 月末の推計見込みで 1 万 2,318 人と当初見込みより多く推移しており、乖離がやや大きいことから前年度比 123 人増の 1 万 2,271 人と推計しました。税額の算定は、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、令和 2 年度調定額見込みの 15%減を想定し、その額に収納率を掛けて見積りをしたことから、前年に比べ大幅な減となっております。

滞納繰越分は、滞納者数の減少と滞納処分進展による滞納繰越額の減少に伴う減です。

先ほど市長が申し上げましたとおり、国保税率につきましては、所得が確定した段階で改めて算定することとし、私どもが見込んだ額以上に大幅な所得が減となった場合には、改めて見直しが必要という状況であります。

1 つ飛んで、3 款県支出金、8,505 万円減の 38 億 7,775 万円。保険給付費等交付金の内訳ですが、県の医療費推計に基づき計上した普通交付金が 8,268 万円の減、特別交付金が令和 2 年度見込みから 236 万円の減で計上しました。

2 つ飛ばして、5 款繰入金、1 億 503 万円増の 6 億 8,121 万円。保健基盤安定繰入金は、対象となる被保険者の減などにより 168 万円の減。その他一般会計繰入金の 1,071 万円の増は、事務費、人件費分として 970 万円の増のほか、出産育児一時金を 420 万円増と見込んだほか、財政安定化支援事業の減などによるものです。支払準備基金繰入金は、9,600 万円増の 2 億 7,000 万円。1 款国民健康保険税を大幅な減額と見込んでいることから、歳入不足分を支払準備基金から繰り入れるものです。この取崩しにより、令和 3 年度末の基金の残高は 400 万円程度まで下がることとなります。

7 款諸収入は 224 万円の増。一般被保険者返納金について、これまでの実績から 60 万円の増。令和元年度に県に納付した国民健康保険事業費納付金のうち、退職分が精算により還付となるため、退職被保険者等納付金返還金が皆増です。括弧書きになっている国庫支出金は、制度改正等によるシステム改修分の補助金について、令和 3 年度は見込みがないことから皆減となります。

下の表、歳出です。1 款総務費は 537 万円増の 1 億 2,818 万円の計上で、職員給与費が給料、手当など、380 万円の増。一般管理費が会計年度任用職員 1 人増などで、157 万円の増となっています。

2 款保険給付費、7,688 万円減の 38 億 645 万円の計上です。一般被保険者療養給付費が 3,562 万円の減。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等による給付費の減少は、推測が難しいことから考慮には入れず、県の医療費推計に基づいた推計値を参考に過去 5 年間の実績により算出しました。現実の保険給付費全体では、令和元年度決算と令和 2 年度決算見込みを比較すると、7,000 万円程度の減を見込んでいます。一般被保険者高額療養費が

4,687万円の減、これも県の推計値による減です。出産育児一時金が630万円の増。これはほぼ令和元年度予算の水準に近い15件増の35件で計上したものです。

3款国民健康保険事業費納付金、5,415万円減の14億6,550万円の計上です。県全体の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の推計額から、県に一括交付される国の負担金、交付金、前期高齢者交付金などを差し引いて、市町村が負担すべき金額を算出し、それをそれぞれの市町村の被保険者数、世帯数、医療費レベル、所得レベルに応じて配分される納付金ですが、県に一括交付される国の負担金など、差引き分が大きく伸びたことから、1人当たりの納付金額は県平均で前年度比マイナス2.8%、南魚沼市はマイナス4.0%となりました。その結果、一般分は記載のと通りの減、退職分は令和元年度末で被保険者がゼロとなったことによる減です。

4款保健事業費は、255万円の増で6,030万円の計上です。特定健康診査等事業費で284万円の増。特定健診の受診対象者数は前年度比397人増の9,776人と見込んでおり、特定健診委託料の増などにより増額するものです。このほか、こちらに記載はありませんが、保健衛生普及事業が34万円の減となっています。

7款諸支出金は、358万円増の6,728万円。うち、過年度国県補助金等返還金に5,258万円を計上しました。平成29年度と平成30年度に国から交付を受けた特別調整交付金の返還金です。先日の補正予算第3号でご説明したもので、令和2年度中に返還予定でしたが、国からの通知により令和3年度に返還となったことから、確定額を計上しました。

8款予備費は、47万円減の1,311万円。国民健康保険事業費納付金の約1%を計上しました。

歳入歳出合計で55億4,100万円、前年度比1億2,000万円の減であります。

以上で、概要説明を終了します。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第10号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対して市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

被保険者数1万2,271人と見込んで編成された予算である。保険税は12.5%減の9億6,380万円。支払準備基金からの繰入れ2億7,000万円。保険給付費は2.0%減の38億645万円。国民健康保険事業費納付金は3.6%減の14億6,550万円と提案されている。新型コロナウイルス感染症の影響を直接受ける自営業者の収入の落ち込みが心配されている。

そこで、2点をお伺いいたします。1、支払準備基金を当初に大きく取り崩すという予算編成で、保険税不足という事態に対応できるのか。

2点目であります。昨年よりも今年のほうが感染症の影響が大きく出る心配がある中で、納付相談体制はどうなるのか。

以上であります。

○議 長 市長、答弁願います。

市長。

○市長 大綱質疑にお答えいたします。まず、1点目の、当初に大きく取り崩すという予算編成で、保険税不足という事態に対応できるかということでもあります。

令和3年度の保険税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度になるかというのが、予測が大変難しいところでありました。特に国民健康保険は国民皆保険の受皿として、自営業者の方をはじめ景気の影響を受けやすい方も非常に多いということであり、昨年の少雪、感染症の影響による保険税の減免の申請も相当数に上っているという状況であります。そうした状況や、過去の実績を踏まえ、可能な限り見積りを行いました、その減少による不足分に支払準備基金のほぼ全額を充当することで、何とか予算を編成したというところがあります。

令和2年度の決算見込みでは、5,000万円程度の繰越金が生じる見込みではありますが、これで保険税不足を補うことができるか、賄うことができるかどうかは、新年度に入りまして、先ほども申し上げましたとおり所得が確定した段階で判明することになります。保険税不足になると判断した場合には、保険税率の引上げを検討していかざるを得ない状況と思っております。その際には、改めて議会にお諮りさせていただきたいと考えております。

2つ目のご質問のほうであります。相談体制がどのようになるのかということでもあります。保険税の納付に関する相談の体制であります、感染症の影響の大小にかかわらず、また、感染症の拡大以前から現在まで相談者の目線を常に心がけて、丁寧な対応を行ってきていると考えております。

所得の減少に対しましては、2割、5割、7割の保険税軽減制度があります。この制度によっても間に合わない、例えば急激な困窮、資金繰りの悪化等による枯渇などに対しまして、税務担当のみならず、福祉部門との連携の中で様々な制度や支援の手を差し伸べる必要があると考えております。今まで以上に横の連絡を密にし、意識して対応していくということになろうかと思っております。

以上であります。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 ただいま議題となっております第10号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第2、第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長

○市長 それでは、第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療の保険料率は、新潟県後期高齢者医療広域連合におきまして、2年ごとに

見直しが行われております。令和2年度、令和3年度の料率につきましては、昨年決定されておきまして、均等割額4万400円、所得割率7.84%です。

歳入では、保険料は前年度比668万円増の4億5,030万円、繰入金は前年度比319万円減の1億3,981万円を計上しています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比317万円増の5億7,869万円を計上しています。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比では300万円、率にして0.5%増の5億9,700万円としたいものです。

概要につきまして、市民生活部長に説明をさせます。よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、私のほうから概要を説明させていただきます。先ほどと同じ資料1、当初予算案の概要で説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

歳入です。1款保険料は、668万円増の4億5,030万円。均等割額が4万400円、所得割率が7.84%。所得割率を全国で比較しますと、均等割額及び所得割率は、いずれも都道府県としては46位ということで、下から2番目となっております。

被保険者数は、前年度より158人減の9,322人と見込んでおりますが、段階的に実施されていた均等割軽減特例が令和2年度末で終了し、令和3年度から本則——7割軽減に戻るなどから、若干の増となりました。

3款繰入金、319万円減の1億3,981万円。保険基盤安定繰入金が350万円の減。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を軽減した分を一般会計から補填するものですが、軽減特例の終了に伴い軽減額が減少することから減となっています。

5款諸収入50万円の増は広域連合負担分で、派遣職員人件費の増額によるものです。

続きまして、下の表の歳出。1款総務費、職員給与費が32万円の増。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、317万円の増。保険料分は、歳入1款保険料と保険基盤安定負担金分は、歳入3款繰入金と同額となっております。

4款予備費は、過去の実績から50万円の計上といたしました。

歳入歳出総額で、300万円増の5億9,700万円の計上となります。

以上で、概要説明を終了します。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第11号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

被保険者数9,322人と見込んでの予算編成であります。保険料は1.5%の増で4億5,030万円。繰入金は2.2%減で、1億3,981万円。広域連合納付金は0.6%増で、5億7,869万円と

提案されています。今年から均等割軽減特例が見直されるわけであります。

そこで、1点お伺いします。7割軽減が本来の軽減に戻ることに影響をどのように考えての予算編成であったのかであります。

○議 長 答弁願います。

市長。

○市 長 ご質問にお答えしたいと思います。7割軽減が本来の軽減に戻るということの影響であります。後期高齢者医療保険の保険料収入については、先ほども申し上げました新潟県後期高齢者医療広域連合において、制度改正、医療費の伸び、それから被保険者数の推移などを勘案して算定し、構成している市町村に示すというものであります。

軽減特例が本則に戻るということの影響については、令和2年度、令和3年度の料率算定の時点で、加味されているということであります。令和3年度の南魚沼市への影響は、広域連合の予算編成時点の数値になるかと思いますが、対象者数は2,304人、影響額としては698万円という試算の結果が出ておまして、その数値により予算を私どもとしては編成したということであります。

今後の数年間で後期高齢者医療に加入する人というのが、急激に増加することが見込まれているということであります。国において公費での負担増、また、現役世代のさらなる負担増をいかに抑制していくか、持続可能な制度として継続していくかについて検討が進められているということであります。今後も適切な保険制度の運用に私どもとしては努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第11号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第3、第12号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第12号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度に当たっております。少子高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年——2025年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年——2040年の双方を念頭に置きつつ、増大する介護費用を抑制するため、各種の介護予防事業等に取り組みながら、地域包括ケアシステムの深化や推進に向けた体制の強化を図っていくということにしております。

歳入で申し上げます。第1号被保険者の保険料や、介護給付費に対する国、県、市のルー

ルに基づく補助金、負担金及び交付金などの算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰入れを前年度より 2,839 万円増額して、保険料の増額抑制に充てています。

歳出では、令和 2 年度の給付実績を踏まえながら、第 8 期介護保険事業計画に基づく各種サービスの推進分を見込んで算定し、保険給付費を前年度比で 2.2%増と見込んでいます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比で 1 億 3,300 万円、率にして 2.0%増の 68 億 8,200 万円としたいものです。

概要につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、概要につきましてご説明申し上げます。資料 1 の 10 ページをお開きください。

歳入、1 款保険料は、第 1 号被保険者の介護保険料になりますが、前年度比 2.2%、3,152 万円増の 14 億 3,402 万円を計上いたしました。前年度の決算額を基本として、被保険者については、前年度比 255 人増の 1 万 8,779 人で算定いたしました。

収納率につきましては、普通徴収分では、令和元年度を参考に 94.9%、滞納繰越分も令和元年度実績を参考に 32.3%で見込みました。その結果、現年度特別徴収保険料は 714 万円の増、現年度普通徴収保険料は、2,425 万円増の計上となっております。

次に、2 款分担金及び負担金でございます。湯沢町との共同設置によります認定審査会運営費の湯沢町の負担分ですが、介護認定審査会の運営費に令和 3 年度負担割合を乗じて算出し、前年度比 10.2%、59 万円増の 645 万円を計上いたしました。

3 款使用料及び手数料は、事業所の指定更新件数の増を見込み、1 万円増の 17 万円。

4 款国庫支出金は、前年度比 0.1%、136 万円増の 16 億 473 万円を計上いたしました。法定率により介護給付費の 25%は国の負担分となっており、このうち国庫負担金の介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の 15%または 20%が交付されます。歳出 2 款保険給付費に連動しております。前年度比 2,275 万円の増。

調整交付金は、国の負担率 25%中の 5%相当額が配分されるもので、市町村の後期高齢者の割合や、所得段階別割合により交付率が決定されるもので、前年度の見込みに基づき 5.4%で計算し、前年度比 2,848 万円減の計上です。介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして令和 2 年度から始まった国の交付金で、令和 3 年度は当初予算からの計上といたしまして、759 万円の増額でございます。

5 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬基金から交付されるもので、前年度比 2.1%、3,605 万円増の 17 億 6,426 万円の計上です。介護給付費交付金が負担率 27%となっており、3,657 万円の増です。

6 款県支出金は、前年度比 2.3%、2,145 万円増の 9 億 5,341 万円の計上です。このうち、介護給付費負担金はサービスの種別により、施設分以外の給付費分が 12.5%、施設分が

17.5%で交付されますが、国庫負担金と同様に歳出の2款保険給付費に連動する形で、2,126万円増の計上でございます。

7款財産収入は、前年度と同様、介護給付費準備基金利子の目出し計上でございます。

8款繰入金は、前年度比3.8%、4,079万円増の11億1,246万円の計上です。介護給付費に対する一般会計繰入金は、法定の率12.5%の8億207万円になります。そのうち人件費繰入金は、人事異動に伴う人件費の増、会計年度任用職員の報酬等を事務費繰入金から人件費繰入金に変更したため、前年度比では2,312万円の増となっております。

事務費繰入金は、会計年度任用職員の報酬等を事務費繰入金から人件費繰入金に変更したことで、前年度比2,780万円の減。介護給付費準備基金繰入金は、前年度比2,839万円増の計上でございます。

9款繰越金は、目出し計上でございます。

10款諸収入は、食の自立支援事業、機能訓練事業などの地域支援事業の実費徴収金を主な内容とし、前年度比22.5%、119万円増の647万円の計上でございます。

続いて下の表、歳出でございます。1款総務費は、介護保険課の職員のうち10人分の人件費、事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しております。前年度比2.3%、399万円減の1億6,663万円の計上です。

職員給与費は、人事異動に伴う職員の人件費で655万円の減。運営費は、事業計画策定委託料の皆減などを主な理由といたしまして、251万円の減。賦課徴収費は、介護保険料の改定年度により特別徴収通知の発送増加に伴いまして、124万円の増。介護認定審査会費は、正職員1名を増加したことによる人件費の増により、347万円の増額計上でございます。

2款保険給付費は、前年度比2.2%、1億3,546万円増の64億1,663万円を計上いたしました。この保険給付費は介護保険事業の93%を占め、各種の介護サービス及び介護予防サービスの提供に伴い、支出するものでございます。令和2年度の給付見込額により算定いたしました。居宅介護サービス給付費が前年度比985万円の減。地域密着型介護サービス給付費が前年度比3,776万円の増。施設介護サービス給付費が8,667万円の増。居宅介護サービス計画給付費が814万円の減。高額介護サービス費が2,168万円の増。特定入所者介護サービス費が591万円の増額計上となっております。

3款地域支援事業費は、前年度比0.7%、160万円増の2億3,993万円を計上いたしました。訪問型サービスは前年度比100万円の減。介護予防事業費は、職員の人件費について前年度の実績見込みによりまして135万円の減。総合相談事業費も職員の人件費について前年度の実績見込みにより146万円の減。その他事業費は、成年後見制度利用助成費、食の自立支援事業費の2事業の分ですが、これらの増を見込みまして、333万円増の計上でございます。

4款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金で、令和2年度決算見込額によりまして、前年度比15万円増の155万円を計上いたしました。

5款基金積立金は、収支の調整分とし、前年度比23万円減の5,325万円の計上でございます。

います。

6 款予備費につきましては、前年度と同様の 400 万円の計上でございます。

以上で、概要説明になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 12 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

第 8 期介護保険事業計画の開始年であります。地域包括ケアシステムで介護が必要な方に一層寄り添うサービス提供となり、介護予防、認知症予防という難題に取り組む保険であります。介護人材不足で必要なサービスが必要な方に提供できないという事態を改善するという重責を担ったスタートであります。高齢者人口 1 万 8,664 人、高齢化率 34.1%、介護認定率 19.4%として組まれた予算であります。保険料は 2.2%増の 14 億 3,402 万円。繰入金は 3.8%増の 11 億 1,246 万円。保険給付費は 2.2%増の 64 億 1,663 万円。地域支援事業費は 0.7%増の 2 億 3,993 万円で編成された予算であります。会計規模は 70 億円に迫っている予算であります。

そこで、3 点について伺います。1 つ目、保険料値上げを極力抑えるために、どのような予算編成だったのか。

2 つ目は、新型コロナウイルス感染症対策は保険事業にどのような影響が出ると考えての予算編成であったのか。

3 つ目が、小規模多機能など、小回りの利く施設の人材不足に対応するために、どのように予算を編成したのかであります。

○議 長 答弁を願います。

市長。

○市 長 お答えしていきたいと思えます。大変なことだと思えます。高齢化率一つ見ても、私が市長になったときはまだ 30%にいく手前で、それからわずか 5 年の間にこういう伸び率でありますので、大変であります。

まず、第 1 点の保険料の値上げを極力控えるためにどのような手を打っていくかということです。令和 2 年度は第 8 期介護保険事業計画の策定の年ということでありまして、令和 3 年度予算の保険料の収入については、今の保険料を基に算定しています。保険料の算定については、高齢者人口、認定者数、それから各サービスの介護度別の利用者数、過去の給付実績、国が示す第 1 号被保険者の負担割合、新たな施設整備の見込み量の様々な要因を考慮して、国の地域包括ケア「見える化」システムにより推計しています。算出された保険料については、高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会で専門的なご助言をいただきながら、保険料基準月額を決定しているということです。

第 8 期計画期間では、大きな施設整備や財源負担割合の変更がないことや、第 1 号被保険者の保険料負担軽減に充てるため、3 か年の計画期間で基金を 1 億 8,000 万円取り崩す計画

としまして、保険料の上昇を抑えることとしています。保険料は3か年固定されるということでもありますので、給付費の大幅な増加により、計画以上の取崩し等のないように、第8期の計画期間中においては、介護予防、あとは介護の重度化防止などの予防事業、また、市民への普及啓発活動に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。1番目は以上でございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症が保険事業にどのような影響が出るかということでもあります。そのための予算編成をどうしたかということです。最初に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者に対する介護予防、重度化防止のための介護予防事業の取組が思うようにできない結果となってしまいました。特に筋力づくり教室、ふれあいサロン、こういうところの開始の遅れ、また一部会場での実施になってしまったなどによりまして、高齢者の集う機会が制限されることになってきたということでもあります。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束が非常に不透明であるということから、新しい生活様式が当面続くものと考えていますが、明るい兆しとしてワクチン接種が始まろうとしているということです。現状は確実によい方向に向かっていくと考えておりますが、予算の編成において、保険給付費に係るものについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、若干のサービス利用を控えることが想定されますけれども、給付費に大きく影響することはないと私どもも思っております、前年度の決算見込額等を参考に予算編成させてもらったということです。

地域支援事業費では、介護予防事業の取組が早期に元に戻るには、恐らく時間がかかる——例え好転していても、です——ということでもありますので、新型コロナウイルス感染症を正しく恐れ、3密を避け、感染対策を確実に行うことによって、事業の実施が可能になることを想定して、予算編成しているものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3つ目のご質問であります。小規模多機能などの非常に小回りの利く小規模の施設、こういったところに人材不足ということで、これに対応するためにどのように予算編成しているかというお尋ねであります。昨年4月に実施しました介護人材実態調査、いろいろな施設に全部アンケートをかけているわけでございます。2年前の調査と比べまして、人材不足の数がさらに増加した結果となっている。これは皆さんにお伝えしたとおりであります。

このことから介護施設全体の人材確保対策が急務であると思っております、令和3年度に新たに市が取り組む事業として、介護人材確保緊急5か年事業を創設し、介護施設に就職する方や、特に人材不足が深刻化している居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援を行っていききたいと考えております。この事業については、所信表明等でも触れておりますが、一般会計予算に計上しているところでございます。5か年と区切らせてもらったのは、やはりこれからやるのが本当にどういうふうに影響し、好転できるのか。これをのべつ幕なしにずっと続けるということではなく、5年間に区切ってやってみる。加えて言うと、その間に、このほかにやらないということではなくて、まずはこれが一番大事ではないかというこ

とで取り組ませてもらうと、過去にない踏み出し方を、市はしているつもりでありますので、皆さんからご理解を賜りたいと思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 12 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 4、第 13 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 13 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所につきましては、診療所長を中心として非常勤の医師の皆さんからご協力いただきながら、無床診療所として外来診療を行っています。令和 3 年度についても、地域に必要なかかりつけの医療機関として、安全で安心な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

予算につきましては、歳入では、前年度実績及び年間の診療日数などに基づきまして、外来収入を前年度比では 2.7%減、4,222 万円。健診や予防接種などの、その他の診療収入を前年度比 22.6%増の 1,202 万円と見込んでいます。

歳出では、診療所の運営経費について、総務費を前年度比 5.0%減、8,929 万円。医業費は実績をもとに不用額を削減させていただき、前年度比で 18.3%減の 570 万円として計上しています。

なお、収入見込みにより支出に不足する額 4,000 万円につきましては、一般会計から繰り入れることとしたいものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度よりも 600 万円、率にして 5.9%減の 9,600 万円としたいものです。

概要につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、概要についてご説明申し上げます。資料 1 の 11 ページをお開きください。

最初に歳入でございます。1 款診療収入は、前年度比 2.0%、105 万円増の 5,425 万円を計上いたしました。外来収入では、1 日当たり患者数を 25 人、1 人当たり単価を 6,350 円と見込み、前年度比 116 万円減の計上です。諸検査等収入は、前年度実績に基づきまして、健康診断収入 86 万円増と計上いたしました。

ここに記載はございませんが、そのほかに、高齢者のインフルエンザ予防接種料等をその他収入といたしまして、135万円の増と見込んだところでございます。

2款使用料及び手数料は、健康診断書及び主治医意見書等の作成手数料で実績に基づき、前年度比4万円減の37万円の計上になります。

3款財産収入の91万円は、南魚沼市社会福祉協議会への施設の一部貸付けによる財産収入で、前年度と同額計上でございます。

4款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰入れですが、前年度比700万円減の4,000万円の計上です。

6款諸収入48万円は、社会福祉協議会への施設の貸付けに伴う、光熱水費の負担金収入が主な内容で、実績から前年度比1万円減の46万円の計上です。

下の表、歳出をお願いいたします。1款総務費は、診療所の運営に係る正職員3名、医療職の臨時及び非常勤職員の人件費、及び施設管理に要する経費で、前年度比471万円減の8,929万円を計上いたしました。

一般管理費は、非常勤医師等の報酬の減、光熱水費の減、施設管理委託費の減など、前年度実績や契約内容の見直しから、前年度比441万円の減額計上であります。

2款医業費は、医療用機械の管理、借り上げ、購入等と医薬材料費に係るものですが、前年度比128万円減の570万円の計上です。医療用機械器具費が実績から借り上げ料や検査委託費の減により、前年度比158万円の減額計上としております。

3款諸支出金は、還付金、繰出金とも目出し計上で前年同額になります。

4款予備費は、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上で、概要説明になります。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第13号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第5、第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第14号議案であります。令和3年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度予算は、業務予定量を給水件数では2万3,900件、給水人口を5万3,840人、年間総給水量を591万7,000立方メートル、1日平均有収水量を1万6,211立方メートル、主要な建設改良事業を7億1,869万円と見込み、編成しました。

また、予算の編成に当たりまして、平成30年度から3年間実施してきました基本料金の一律減免措置につきましては今年度で終了し、令和3年度は実施しないこととしました。これは現在の用途別料金体系を将来的に口径別料金体系へと抜本的に改め、この中で小口径の家庭用や少量使用者の料金の低減化と、使用水量に応じた負担の公平化を図るとともに、水道事業を持続可能なものにしたいという思いからであります。

このため、令和3年度予算においては、料金は一旦現行条例料金に戻すこととし、これによる収入を見込んで編成しましたので、何とぞ皆様にはご理解をいただきたく、お願い申し上げます。

収益的収支については、収入では、営業収益は16億3,547万円、営業外収益3億168万円などを見込み、収入合計では、前年度比0.7%減の19億3,716万円を計上しています。

支出では、営業費用として、施設管理費や事業費など17億729万円、営業外費用として、企業債の利息や消費税など1億6,062万円を計上し、支出合計は前年度比2.0%減の18億7,942万円を計上しています。収益的収支差引きでは、税込みで5,774万円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支であります。収入では、企業債、他会計出資金、国庫補助金など、前年度比で8.6%減の5億9,076万円を計上しています。支出では、建設改良費7億2,069万円、企業債償還金10億1,168万円などを計上し、支出合計は、前年度比9.7%減の17億3,937万円を計上しています。

主な事業としましては、老朽管、配水池等の老朽施設の改築または更新、非常用水源井戸の整備、また避難所等への重要な給水施設への配水管耐震化事業などを引き続き取り組んでまいります。

資本的収支が支出に不足する額11億4,861万円を、損益勘定留保資金等で補填することとして調整しています。

概要につきましては、上下水道部長に説明をさせます。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに業務予定量についてご説明します。予算書の1ページをご覧ください。業務予定量につきましては、令和2年度決算見込みから、給水件数は前年度と同じく2万3,900件、給水人口は前年度比1.2%減の5万3,840人、年間総給水量は前年度比1.4%減の591万7,000立方メートル、1日平均給水量は前年度比1.4%減の1万6,211立方メートルを見込み、予算編成を行っています。新設改良費は、前年度比13.2%減の7億1,869万円を計上いたしました。

次に、実施計画についてご説明申し上げます。6、7ページをご覧ください。初めに収益的収支につきまして、収入では、営業収益で年間総給水量は1.4%減を見込んだものの、市長

が申し上げたとおり基本料金の一律減免措置を終了したため、1項1目給水収益で前年度比1.5%増の16億1,481万円の計上とし、営業収益合計で、前年度比1.4%増の16億3,547万円を計上いたしました。

営業外収益では、同じく基本料金一律減免の終了により、2項2目他会計補助金は基準外繰入分4,000万円を減額し、営業外収益合計で、前年度比10.9%減の3億168万円を計上いたしました。水道事業収益合計では、前年度比0.7%減の19億3,716万円を見込みました。

次に、支出では、営業費用は、1項1目原水及び浄水費や2目配水及び給水費などの維持管理費にほぼ前年並みを計上し、営業費用合計で、前年度比1.1%増の17億729万円を計上いたしました。営業外費用は、2項1目支払利息の減などで、営業外費用合計で、前年度比26.3%減の1億6,062万円を計上いたしました。特別損失は、3項3目過年度損益修正損の計上で前年同額。4項1目予備費も前年同額の計上で、水道事業費用合計は、前年度比2.0%減の18億7,942万円を計上いたしました。収益的収支では、差引き税込みで5,774万円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収支につきましては、収入では、1項1目企業債は、建設改良費等の財源に充てるもので、前年度比7.1%増。2項1目他会計出資金は、企業債元金償還に係る基準内繰入分で、前年度比2.4%増。3項1目分担金は、配水管布設工事による受益者分担金で、分担金事業の増が見込めることから前年度比107.4%の増。4項1目負担金は、消火栓新設等による一般会計負担金で、実績見込みにより前年度比217.9%の増。

5項1目補償金は、道路改良等に伴う水道管移設補償料で、前年度の八箇峠道路による送水管の支障移設が完了したことにより、前年度比84.7%の減。7項1目補助金は、重要配水管の耐震化事業等に対する生活基盤施設耐震化等交付金で、前年度比20.9%の増。収入合計では、前年度比8.6%減の5億9,076万円を見込みました。

支出では、1項1目新設改良費として、配水管布設工事、配水池等の老朽施設の改築・更新工事、重要給水施設への配水管耐震化工事及び非常用水源整備工事等を計画し、前年度比13.2%減の7億1,869万円を計上し、建設改良費合計では、前年度比13.3%減の7億2,069万円を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は、償還が順調に進んでいることから、前年度比7.0%減の10億1,168万円の計上となりました。3項1目国庫補助金返還金は、重要給水施設配水管事業等に伴う生活基盤施設耐震化等交付金の消費税相当額の返還金となっています。支出合計では、前年度比9.7%減の17億3,937万円を計上いたしました。

収入が支出に不足する額11億4,861万円は、損益勘定留保資金等で補填し調整いたしました。

次に、経営状況についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、業務活動によるキャッシュ・フローでは8億2,325万円のプラスを見込み、投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産取得による支出により6億9,731万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還など

により4億6,802万円のマイナスを見込み、差引き3億4,208万円の資金減少を見込みました。これにより、令和3年度末の資金残高は17億7,851万円を見込んでおります。

次に、20ページをお願いします。令和3年度予定貸借対照表につきまして、固定資産合計は減価償却などにより3億4,987万円減の250億8,517万円。流動資産は現金預金で3億4,208万円の減少を見込み、流動資産合計では3億1,631万円減の18億8,707万円。資産合計は269億7,225万円を見込んでおります。

21ページをお願いします。固定負債は企業債の償還及び修繕引当金の取崩しで、3億9,054万円減の69億3,974万円。流動負債は1億141万円減の10億844万円。負債合計は6億7,670万円減の130億7,948万円を見込みました。

22ページをお願いします。資本金は486万円増の118億3,191万円。資本合計は1,051万円増の138億9,276万円を見込み、負債資本合計は資産合計と同額の269億7,225万円となっております。

水道事業につきましては、営業収益の減少により内部留保資金の減少が続く見込みであることから、なお一層の経営の効率化に努めてまいります。

概要説明は以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第14号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

有収水量が1.4%減の591万立方メートル、給水収益は16億1,481万円、企業債償還金は元利合計11億3,208万円で編成された予算であります。貸借対照表を見ると、企業債は73億355万円から69億1,301万円に減、現金及び預金が21億2,060万円から17億7,851万円に減ると。

キャッシュ・フロー計算書を見ると、業務活動はプラス8億2,325万円、投資活動はマイナス6億9,731万円、財務活動はマイナス4億6,802万円である。総じて資金がマイナス3億4,208万円で、期末残高が17億7,851万円と見込んでいる。何よりも新年度、令和3年度は、今後50年間の投資を含めた経営戦略を急いで作成する年度である。

そこで、3点について伺うものであります。1点目、有収率の向上と結果分析をどのように進めるのかであります。

2つ目、水源転換を進める上で、水運用面での検証をどのように進めるのか。

3点目、料金課題の改善に向けての取組の中で、製造原価と供給単価の逆ざやをどのように考えていくのかであります。

○議 長 答弁を願います。

市長。

○市 長 それでは、お答えしていきたいと思っております。まず、1点目の有収率の向上と結果分析をどのように進めていくかということ。有収率は持続可能な水道事業を運営して

いく上で重要な経営分析指標の一つであります。言わずもがなです。市の総合計画の中でも目標値、令和6年で85%という設定をしています。有収率の向上に向けまして、配水の本管については、毎年度漏水事故の頻度が多い路線を選定して、集中的に布設替え工事などを実施しています。また、特に本管漏水が多く発生する塩化ビニール管については、国の交付金を財源とした事業により、漏水対策と耐震化を併せて行っているところであります。

有収率については、対策工事の進捗に合わせて順調に上昇し、83%までできましたが、近年ちょっと一転し下降傾向となり、新たな問題となっているということです。現在、市内一円の有収率の算定として、より詳細に結果分析ができるように、各地区にある配水池ごとの水量データの整理、水量を計測している機器の点検、または日々の水量データの監視の強化、現地の漏水調査などを進めておりまして、改善に取り組んでいるところでございます。一部の地域では原因を特定でき、改善工事を実施したりということもありまして、有収率向上の成果が期待されると考えています。これらをずっと着実に進めていくことと思っています。

2つ目の水源転換の中での水運用面での検証ですが、令和元年度から畔地浄水場から送水費用のかかる高台部と言われる、上田、石打、中之島の3地区に災害リスクの低減というのも兼ねて——平成23年災害ではそういうところがやられたわけでありまして——非常用水源となる井戸の整備を進めています。

その中で上田地区については、地区の最上部にある蟹沢に湧水の水源を有しているということから、上田調整池内に整備した井戸との相互利用が可能ではないかと考えておりまして、湧き水を使う——湧水と地下水の水源を利用した水運用方式、それと今のダム水源である畔地浄水場からの送水方式、これらを比較していくというものであります。これまでの比較対象でありました初期投資となる建設費用、または送水費などを含む維持管理費用に加えて、水道水の絶対的な条件と言われている、当たり前なわけですけれども水質管理や監視の容易性、それと水量確保の安定性、非常時の適応力、こういったものを総合的に検証を行って、実際の運用面で適しているか否か——適否、優劣を見て常用化を判断したいと考えているところであります。安全な水を安定的かつ持続的に供給ができる。かつ、この地域の水資源に適した水の運用方法の形をつくり上げたいと考えているところであります。2番目は以上です。

3番目の問題です。料金課題の中で逆ぎやの問題です。現在の水道料金の課題は、水道事業を拡張していく、そういう当時の公衆衛生上の向上を目的とした用途別の料金体系がまず一つ。そして2つ目として、10立方メートルまでは使用量の大小を問わず、同一料金である。この基本水量の設定。この2つが課題であると考えております。この状況は現在の節水意識の高い生活様式には合っていないのではないかとこの考え、使用者の公平な負担という点でも好ましい状況にないと判断しています。

これらの改善として、新年度から、令和3年度から料金体系の見直しに着手します。具体的には、用途別の今の方式から水道メーターの大きさに応じた口径別への変更、そして基本水量制の10立方メートルの廃止を検討しています。逆ぎやの解消には費用の削減、そして料金の見直し、当たり前なのですが、この2つ。しかし、今まで前には出られなかった。この状況

を打破したいという思いであります。ここをやるしか方法はないと考えております。ここで料金の水準については、総括原価方式による算定を基本に考えており、今後5年間の原価——維持管理費と返済利息などを含めた原価を算定して、それに見合う料金総額を確保するというものであります。

このことは、事業経営に必要な費用を水道料金で全て賄うというものになり、製造原価と販売単価のいわゆる逆ざやの解消。これしかないのだと思います。長年続いてきた営業損益の赤字脱却にもつながると考えております。必要な収益を確保して、持続可能な経営を行い、生活に不可欠な水道水を供給し続けること。これこそが水道事業者の使命と考えています。このほかに道はなしと考えて、一步踏み出すことにいたします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第14号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時ちょうどといたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時01分〕

○議 長 日程第6、第15号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第15号議案であります。令和3年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。令和3年度予算につきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少がまだ続くものと捉えた中で、周辺医療機関及び介護施設と機能分担・連携を図りながら、市民生活に密着した医療を安定的に提供できることを目標に編成しています。

収益的収支につきましては、大和病院事業では、1日平均の入院患者数を39人、外来患者数を138人と見込みまして、また市民病院事業では1日平均の入院患者数を113人、外来患者数を452人と見込んで、それぞれ収益と費用を計上しています。

大和病院事業を申し上げます。収入において、医業収益と介護保険収益の合計11億5,235万円に医業外収益等2億2,385万円を加えた、総額13億7,620万円としまして、支出では、医業費用13億4,255万円に医業外費用等を加え、収入総額と同額の13億7,620万円を計上しています。

市民病院事業では、収入において、医業収益と介護保険収益の合計34億4,472万円に、医業外収益3億467万円と、特別利益として、玄関ポーチ——通称キャノピーの建物損害共済

金 5,000 万円を加えた、総額 37 億 9,940 万円とし、支出では、医業費用 42 億 4,090 万円に医業外費用及びキャノピーの復旧費として特別損失 6,000 万円を加えた、総額 43 億 3,272 万円とし、差引き 5 億 3,332 万円の赤字額を計上しています。

次に、資本的収支についてであります。両病院の支出に医療器械等購入費及び企業債償還元金を計上し、それに対する財源として企業債及び一般会計繰入金を計上しています。

大和病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金等で総額 8,266 万円とし、支出では、建設改良費と企業債償還金で総額 1 億 2,455 万円として、差引きで 4,188 万円の赤字額を計上しました。

市民病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金等で総額 2 億 1,952 万円とし、支出では、建設改良費と企業債償還金で総額 3 億 8,204 万円として、差引きで 1 億 6,252 万円の赤字額を計上しました。

病院事業合計では、支出が収入を上回る予算となっており、収支全体で不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症による患者数の減少も影響しており、例年にも増して非常に厳しい予算を組まざるを得ない状況となっております。

概要につきましては、病院事業管理者に説明をさせます。よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 予算については、明日 3 日の社会厚生委員会で詳細を説明する予定でありますけれども、委員会の委員だけではなく、ここに出席されています議員の方々も病院運営を心配されていることと思われまので、この機会に一言お話しさせていただき、ご理解とともにご協力、ご支援をいただきたいと考えております。

昨年の予算案提出より、形ではなく実態に沿ったものに変更しましたことについては、議員各位、ご了解いただいていると思います。今年度も昨年度の新型コロナウイルス感染症による減益に基づいて計画を立てたことから、昨年以上の収入の減少、すなわち赤字予算としてあります。

ただ、収入については、これ以上下がらないこと、支出については、これ以上上がらないということが基礎にあります。すなわち、これ以上は赤字が増えないという意味であります。赤字で大丈夫か、流動資産は大丈夫か、税金が払えるかという心配を持たれる議員もおられるかもしれませんが、大丈夫と考えております。

新型コロナウイルス感染がワクチンによって減少するのか。これは、今後注視する必要がありますけれども、他方、ウィズコロナ、すなわち新型コロナウイルス感染症が続いたとしても、感染を完全にブロックして、クラスターを起こすことなく、外来及び入院患者の増加を目指すつもりであります。今までできなかった PCR 検査が、今年 4 月より保健所に頼ることなく自前でできるようになったことも、よい兆しだと思っております。

なお、入院では、ベッドの稼働率を10%以上上昇させること、外来では、受診者を10%以上増員することにより、新型コロナウイルス以前の患者数に戻すべく全員で努力したいと思っております。

詳細については、明日の社会厚生委員会のほうで報告したいと思っております。

なお、予算の概要については、今から事務部長より説明させます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、概要説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

第1条、総則、第2条、業務の予定量についてです。病床数につきましては、一般病床のみで、大和病院45床、市民病院140床でございます。年間患者数につきましては、大和病院事業の入院では、地域包括ケア病床の需要増を見込み1万4,500人、病床利用率88.3%を見込んでおります。それ以外につきましては、市長の提案理由にもありましてとおり、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による影響がまだ続くものと推定し、市民病院事業、入院で4万1,400人、病床利用率81.0%を見込みました。外来では、大和病院1,100人減として4万500人、市民病院9,100人減の12万5,800人と見込みました。1日平均患者数は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出、及び2ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、実施計画でご説明いたします。

6ページをご覧ください。まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入におきましては、1款大和病院事業収益では、前年度比0.3%減の総額13億7,620万円を計上いたしました。

1項医業収益では、先ほどの第2条、業務の予定量の年間患者見込数から前年度比0.3%減の11億2,828万円とし、2項介護保険収益では、前年度実績を考慮し、前年度比12.4%減の2,406万円を見込みました。3項医業外収益では、前年実績から前年度比1.0%増の2億2,385万円としています。また、4項特別利益は、目出しのみとなっております。

2款市民病院事業収益では、前年度比0.4%減の総額37億9,940万円を計上いたしました。

1項医業収益では、大和病院事業と同様に、年間患者見込数から前年度比1.9%減の33億8,480万円とし、2項介護保険収益では、前年度実績を考慮し、前年度比3.7%増の5,992万円を見込みました。3項医業外収益では、一般会計繰入金等の微減により、前年度比0.8%減の3億467万円としました。4項特別利益では、玄関ポーチひさし——キャノピーの関連予算を計上しております。

7ページをご覧ください。支出におきましては、1款大和病院事業費用では、前年度比0.3%減の総額13億7,620万円を計上いたしました。

1項医業費用では、前年度比0.2%減の13億4,255万円といたしました。内訳は、1目給与費で、任用職員に係る通勤手当の科目変更などにより、前年度比2.1%増。2目材料費では、リハビリを中心とした医療提供が増えていることに伴い5.8%減。3目経費では、任用職員に係る旅費交通費の科目変更などにより3.3%の減。4目減価償却費では、医療器械の耐用

年数経過などにより 1.2%減。5 目資産減耗費は、前年度と同額とし、6 目研究研修費では、学会など、オンライン研修の普及に伴い 27.5%減を見込みました。

2 項医業外費用では、実績に基づき、前年度比 4.6%減の 3,165 万円を計上いたしました。

2 款市民病院事業費用では、前年度比 2.2%減の総額 43 億 3,272 万円を計上いたしました。

1 項医業費用では、前年度比 3.4%減の 42 億 4,090 万円としました。内訳は、1 目給与費で、新型コロナウイルス感染症対応のための特殊勤務手当など、手当の増が見込まれることから、前年度比 0.4%の増。2 目材料費では、高額な医薬品の使用量増加に係る薬剤費の増などに伴い、1.1%の増。3 目経費では、医療機器のリース料に係る賃借料や保守に係る委託料の増などに伴い、0.4%の増。4 目減価償却費では、開院時に整備した医療機器の大半が償却を完了したため、31.2%の減。5 目資産減耗費では、実績に基づき、前年度と同額とし、6 目研究研修費は、修学資金貸与費で、貸与者の減に伴い 14.5%の減としました。

2 項医業外費用では、実績に基づき、前年度比 19.7%減の 2,982 万円と見込みました。

3 項特別損失では、玄関ポーチひさし——キャノピーの復旧予算として 6,000 万円を計上いたしました。

これらにより収益的収支差引きでは、大和病院事業で収支同額、市民病院事業では 5 億 3,332 万円の赤字と見込んでおります。収益的収支において、収入に対し支出が上回る見込みとなりますが、過年度損益勘定留保資金等で補填を予定しております。

8 ページをご覧ください。資本的収入及び支出についてです。当該年度は前年度計上した電子カルテ更新分が不要となり、全体として予算規模が縮小しております。まず、収入において、1 款大和病院事業資本的収入は、支出における医療器械購入の財源として企業債、企業債償還元金のルール分としての繰入金等を計上し、前年度比 61.6%減の総額 8,266 万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的収入においても、大和病院事業と同様に、企業債、繰入金等を計上し、前年度比 61.5%減の総額 2 億 1,952 万円といたしました。

次に、支出についてです。1 款大和病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に、医療器械等購入費及び車両購入費として 3,650 万円を計上し、2 項企業債償還元金に 8,805 万円を計上して、前年度比 47.9%減の総額 1 億 2,455 万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に、医療器械等購入費及び車両購入費として 6,000 万円、2 項企業債償還元金に 3 億 2,204 万円を計上し、前年度比 50.2%減の総額 3 億 8,204 万円といたしました。

これらにより資本的収支差引きでは、大和病院事業で 4,188 万円の赤字、市民病院事業では 1 億 6,252 万円の赤字となり、病院事業全体では 2 億 440 万円の不足と見込んでおります。この不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補填するというものであります。

9 ページ、お願いいたします。9 ページは予定キャッシュ・フロー計算書でございます。現金の収入・支出等、資金の変動を表したもので、資金期末残高といたしまして 504 万円としており、資金繰りにおきまして、令和 2 年度から続く新型コロナウイルス感染症による患

者数の減少も影響しており、例年に増して非常に厳しい予算となっております。

10 ページから給与費明細書。次に、20 ページをご覧ください。令和3年度予定貸借対照表です。病院事業においては資金繰りが大変厳しい状況の中、国においても資金不足額の発生に際し、新型コロナウイルス感染症に係る特別減収対策企業債による資金手当措置を講じることとしており、状況によっては、特別減収対策企業債の活用も視野に入れながら運営していく必要があると考えております。

また、医療対策推進本部の市民病院経営改善タスクフォースにより、実効性のある経営改善の検討が進められており、その検討結果を生かしながら進めていく考えでもあります。

22 ページ以降は、令和2年度予定損益計算書等となっております。

2 ページにお戻りください。最下段にあります、第5条、企業債、次のページの第6条、一時借入金、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、たな卸資産購入限度額につきましては、ご覧のとおりの内容となっております。

説明は以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第15号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

医療対策推進本部を全庁的に立ち上げ、医療提供体制の構築及び医療介護人材の確保で、持続可能な医療と介護福祉が連携したまちづくりを目指す動きが始まった。これと連動した初めての予算であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を直接受ける医療機関であります。一般会計からの繰入れをしてもなお、収益的収支がマイナスという赤字予算を組まざるを得ない状況は昨年と同じであります。

キャッシュ・フロー計算書を見ると、業務活動はマイナス1億5,398万円、投資活動はプラス1億1,765万円、財務活動はマイナス4億1,809万円であります。総じて、資金はマイナス4億5,442万円、資金期末残高が504万円と提案されております。

そこで、3点についてお伺いいたします。1つ目が、赤字予算を組まざるを得なかった原因はどこにあると認識しているのかであります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対策で、ワクチン接種、PCR検査、軽症患者の受入体制はどのように予算づけされているのかであります。

3点目が、医療スタッフ不足をどのように補おうと予算づけをしたのかであります。

○議 長 答弁を願います。

市長。

○市 長 それでは、答弁申し上げたいと思います。病院事業会計についてのご質問であります。まず、1点目の赤字予算を組まざるを得なかった原因はどこにあると認識しているかということです。ここ数年の予算編成におきまして、経常的な赤字の計上であります。

病院事業経営における構造的な問題にあると捉えています。これ以外には、私はほとんど見当たらない。これが一番根本だと思います。

現場の医療スタッフの皆さん、医師をはじめ、多くの皆さんは懸命に働いていますが、しかしながら、大変な経営の状況をどう捉えるかということであると思います。何よりも経営改善が必要である。そして構造的な問題の解決。これなくして前に進むことはできないと考えております。例えばですが、医療体制を維持するため、非常勤医師による報酬、委託料及び交通費などが大きく占めていることもありましょうし、標榜する科が本当に経営として——市民サービスの向上というか、それに基づいてやるということとはよく分かるのですが、しかし、身の丈を超えている部分がもしかしてあるのではないかという視点とか、様々あるわけでありまして。そして地域全体の、基幹病院をはじめとした体制の中でなかなかそれが進んでいない課題、様々ありますが、一番はこの構造的な課題。簡単な言い方ですけれども、これらに切り込んでいかなければ、将来は、私はないと考えております。

昨日の議会の中でも話がある、また今も言っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少、医業収益等が大きく減少している。例えば留保資金による補填で運営せざるを得ずという、令和2年度の問題、令和3年度の問題も、これらはそう簡単に改善されることはないだろうという予測の中から、それらの影響も見込まれる。こういうことはありますが——ありますけれども、本来の一番の部分では、私はないと思います。そこをちゃんとやらないと駄目だと思っております。

なので、市長サイドも今回は病院経営に対しまして、大きく一緒に関与しながら進めていこうということ、病院事業管理者も含め話合いをさせていただいております。そうでないと恐らく、南魚沼におけるそういう医療の体制はもたない、と強く認識してやる。なので、赤字を組まざるを得なかったというのは、簡単な言い方ですけれども——失礼ながら、簡単な言い方ですが、これが実態なのだと。そういうことを強く認識しなければ駄目だと、私は思っております。

2つ目のところであります。いろいろな感染症の対策で、体制にどのように予算づけされているかということでもあります。予算づけとしましては、ワクチン接種では、接種により見込まれる収入を予防接種収益に計上しております。また、PCR検査については、先ほども話があった購入したPCR検査機器を使用する際に必要となる資材について、該当する診療材料費で見込んでいます。患者さんの受入体制については、公表されていない事項でありまして、大綱質疑といえども、私どものほうからは説明は控えさせていただきたいと思っております。これはご理解ください。市立病院としては、様々な場面を想定して準備を進めているということで、その点については回答とさせていただきたいと思っております。

3つ目の医療スタッフ不足をどのように補おうとしているかということ。大変大きなテーマであります。医療スタッフ不足を補うための予算づけとして、医師確保においては、これまでに引き続き、関東近郊の大学病院などから積極的に研修医を受け入れるため、必要な経費を予算計上しております。

また、福祉保健部のほうの予算になりますが——この会計からはちょっと離れますけれども、自治医科大学による寄附講座のさらなる拡充により医師確保を図ることとしています。また、看護師やコメディカル、そういった方々の医療スタッフにつきましては、これらも継続して修学資金の貸与などを行い、優秀な人材を安定して採用するための予算を計上しているところであります。

総力を挙げてこの問題に立ち向かっていこう、そういう予算編成をしたつもりであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 15 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

○議 長 日程第 7、第 16 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 16 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

令和 3 年度予算は、業務予定量を接続戸数では 1 万 9,250 戸、年間の有収水量を 588 万 8,485 立方メートル、1 日平均有収水量を 1 万 6,133 立方メートル、主要な建設改良事業として 11 億 878 万円を見込み、編成しました。

収益的収支については、収入では、営業収益で 11 億 5,620 万円、営業外収益 22 億 966 万円などを見込み、収入合計は前年度比で 5.3%減の 33 億 6,587 万円を計上しています。

支出では、営業費用として、管渠費、処理場費などの施設管理費及び事務費等で 29 億 1,109 万円、営業外費用として企業債の利息や消費税など 3 億 3,338 万円を計上し、支出合計では前年度比 1%減の 32 億 5,517 万円を計上しています。

収益的収支差引きでは、税込みで 1 億 1,070 万円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支及び支出につきましては、企業債、他会計出資金、他会計補助金、国庫補助金など、前年度比で 13.9%減の 23 億 733 万円を計上しています。

支出では、建設改良費 11 億 878 万円、企業債償還金 21 億 8,424 万円などを計上し、支出合計では前年度比 5.5%減の 32 億 9,802 万円を計上しています。

主な事業としましては、農集統合事業として、中之島地区、城内地区の污水管渠布設工事、そして市街地の浸水対策として、寺裏雨水幹線布設工事及び浄化槽地区への整備を引き続き進めるとともに、汚水処理のさらなる効率化を目指し、大和地区の流域下水道への編入のための事業計画の変更に取り組んでまいります。

資本的収入が支出に不足する額 9 億 9,069 万円は、損益勘定留保資金等で補填することとして調整しています。

概要につきましては、上下水道部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、下水道事業会計予算の概要についてご説明します。

初めに業務予定量についてご説明いたします。1ページをご覧ください。業務予定量につきましては、令和2年度決算見込みから、接続戸数は前年度比150戸増の1万9,250戸、年間有収水量は前年度比0.6%増の588万8,485立方メートル、1日平均有収水量は同じく0.6%増の1万6,133立方メートルを見込み、予算編成を行っています。建設改良費は、前年度比5.0%増の11億878万円を計上いたしました。

次に、予算実施計画についてご説明申し上げます。6、7ページをお願いします。初めに収益的収入及び支出につきまして、収入では、営業収益で、1項1目下水道使用料は前年度比0.4%増の11億3,060万円。2目他会計負担金として、一般会計ルール分、雨水処理負担金2,534万円などを計上し、営業収益合計で前年度比0.5%増の11億5,620万円を見込みました。

営業外収益では、2項1目他会計補助金9億5,630万円。3目長期前受金戻入12億5,331万円などを計上し、営業外収益合計で前年度比8.1%減の22億966万円を計上いたしました。

下水道事業収益合計では、前年度比5.3%減の33億6,587万円を見込みました。

支出では、営業費用の1項1目管渠費はほぼ前年並み。2目ポンプ場費は、中之島地区の流域下水道への編入による上田中継ポンプ場の稼働により、ポンプ場管理委託料及び電気料の増で前年度比54.8%増。3目処理場費は、農集接続による流域下水道維持管理負担金の増により、前年度比5.8%増。4目浄化槽費は、保守管理委託料の増により、前年度比9.7%増。5目総係費は、会計年度任用職員1名を含む職員8名分の人件費及び事務費等の計上で、前年度実施の下水道経営戦略策定業務委託料の皆減などで、前年度比21.8%減。6目減価償却費はほぼ前年度並みを計上し、営業費用合計で前年度比0.5%増の29億1,109万円の計上となりました。

営業外費用は、2項1目企業債利息は、償還ピーク期から徐々に減少していくことから、前年度比13.0%の減。消費税は前年同額を計上し、営業外費用合計で前年度比12.6%減の3億3,338万円の計上となりました。

特別損失69万円は、3項3目過年度損益修正損の計上。4項1目予備費は前年同額。

下水道事業費用合計では、前年度比1.0%減の32億5,517万円の計上となりました。

収益的収支では、差引き、税込みで1億1,070万円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、1項1目企業債は、建設改良費等の財源に充てるもので、借換債などの減により、前年度比8.9%の減。2項1目他会計出資金は、元金償還に充てるための一般会計出資金で、ほぼ前年並み。3項1目補償金は、道路改良等に伴う移設補償料等で、前年同額。4項1目他会計補助金は、一般会計からの繰入れ分

で、前年度比 4.1%の増。5 項 1 目補助金は、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会整備交付金で、各種事業に対する国庫補助金で前年度比 4.9%減。6 項受益者負担金及び分担金は、前年度比 19.1%の増。収入合計では、前年度比 13.9%減の 23 億 733 万円の計上となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費では、1 項 1 目事務費は、建設関係職員 4 名分の人件費でほぼ前年同額。2 目管渠建設改良費は、農集統合事業による中之島地区、城内地区の污水管渠布設工事、不明水対策のためのマンホール蓋更新工事及び六日町市街地の浸水対策のための雨水幹線改修工事費等で、前年度比 5.6%増。3 目浄化槽建設改良費は 15 基分で、前年同額。4 目流域下水道事業費負担金は、電気設備更新工事等による建設負担金で、前年度比 5.3%増となっております。建設改良費合計では、前年度比 5.0%増の 11 億 878 万円の計上となりました。

2 項 1 目企業債償還金は元金償還金等で、前年度比 10.0%減の 21 億 8,424 万円で、今後も徐々に減少していく見込みです。予備費は前年同額。支出合計では、前年度比 5.5%減の 32 億 9,802 万円の計上となりました。

資本的収支で収入が支出に不足する額 9 億 9,069 万円は、損益勘定留保資金等で補填し、調整いたしました。

次に、経営状況についてご説明申し上げます。8 ページをご覧ください。令和 3 年度予定キャッシュ・フロー計算書です。業務活動によるキャッシュ・フローでは、7 億 2,700 万円のプラス。投資活動によるキャッシュ・フローでは、各事業による固定資産取得等により、3 億 2,572 万円のマイナス。財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還などにより 5 億 9,559 万円のマイナスを見込み、差引きで 1 億 9,431 万円の資金減少を見込みました。これにより令和 3 年度末の資金残高は 1 億 9,102 万円を見込んでおります。

次に、19 ページをご覧ください。令和 3 年度予定貸借対照表につきまして、固定資産は減価償却などにより、7 億 6,502 万円減の 553 億 9,197 万円。流動資産は現金預金で 1 億 9,431 万円の減少を見込み、流動資産合計で 2 億 4,803 万円減の 3 億 3,848 万円。資産合計は 557 億 3,046 万円を見込んでおります。

20 ページ、固定負債は、企業債残高で 7 億 5,858 万円減の 234 億 9,588 万円。流動負債は 1 億 5,977 万円減の 22 億 9,539 万円。負債合計は 12 億 5,802 万円減の 529 億 218 万円を見込みました。

21 ページ、資本金は、1 億 3,399 万円増の 19 億 3,079 万円。資本合計は 2 億 4,497 万円増の 28 億 2,828 万円を見込み、負債資本合計は資産合計と同額の 557 億 3,046 万円となっております。

下水道事業につきましては、短期的な債務の負担能力を示す流動比率が 14.8%と極めて低く、資金繰りが厳しい状況にあることから、なお一層の経営の努力に努めてまいります。

概要については以上でございます。

○議 長 大綱質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 16 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

接続戸数 1 万 9,250 戸、年間有収水量 588 万 8,485 立方メートルで編成された予算であります。営業収益は 11 億 5,620 万円、営業費用が減価償却費 19 億 3,211 万円を含めて 29 億 1,109 万円である。

企業債償還金は元利合計 25 億 762 万円と巨額である。貸借対照表を見ると、企業債は 242 億 5,447 万円から 234 億 9,588 万円へ減少し、現金預金は 3 億 8,534 万円から 1 億 9,102 万円へ減る見込みである。

キャッシュ・フロー計算書を見ると、業務活動はプラス 7 億 2,700 万円、投資活動はマイナス 3 億 2,572 万円、財務活動はマイナス 5 億 9,559 万円である。総じて、資金はマイナス 1 億 9,431 万円で、資金期末残高は 1 億 9,102 万円と提案されている。

そこで、2 点について伺います。1 つ目が、マンホール蓋更新での不明水対策は効果があると検証しての予算づけなのか。

2 つ目は、償却資産有効活用のために、農業集落排水処理場の再利用に向けての予算づけはどうなっているのか。

以上であります。

○議 長 答弁願います。

市長。

○市 長 それでは、答弁申し上げたいと思います。まず、1 点目のマンホール蓋更新での不明水対策は効果があると検証して予算をやっているかということです。あると思っています。令和 3 年度は 5,000 万円の予算で、130 基のマンホール蓋の更新を予定しています。不明水の主な要因として、マンホール蓋からの侵入水があることは過去の調査により実証されていると思います。特には昨年冬、雪が非常に少なく、要するに消雪パイプ等の使用が少なかった。これによって著しくこの不明水の問題は少なかったということが、これ一つ見ても、いかに関連性があるかと思えます。これだけが原因ではありませんが、と思えます。

また、平成 15 年までは、マンホール本体と蓋との区別なく、耐用年数というのが 50 年となっていました。この蓋の劣化、老朽化に起因する事故が多発したために、車道に設置したマンホール蓋の耐用年数を 15 年とする法改正がありました。市内には下水道の創設期の 30 年前後経過したマンホールが約 2,000 基あります。そのうち約 1,300 基が未更新となっております。古いものはより多くの侵入水が認められるということや、交通量の多い国道、県道は蓋が摩耗してスリップ事故の危険性が高まるため、不明水対策とともに長寿命化対策としても、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に更新する必要があると考えております。国の法改正といっても、当地は雪で、また除雪機械等で削ったり、ぶつかったり、様々あるかと思えますが、そんなふうを考えております。

2つ目のご質問にお答えします。償却資産有効活用のための農業集落排水処理場の再利用、このことに予算づけしたかということですが、予算づけはしておりません。昨年度、市報または市のウェブサイトでこれらのことを掲載させていただきまして、民間の皆さんからの活用なども含めて、今アイデアを募っているというところです。予算をつけておりませんが、そういうことをやっていますということです。

市役所の内部でも利用に向けた意向調査———ということが考えられるかということを実際に討議しようということで、こういう調査を行いました。その結果、水道の非常用水源としての利用のほか、五十沢西部処理場、この辺を倉庫または書庫———いろいろな公文書なども莫大にあるのです。こういったものを管理する施設等々でどうだろうかという希望がありました。処理場の建屋ですが、耐用年数が50年となっておりまして十分に使用が可能であると。これからも可能であるということから、今後も有効活用に向けて努力してまいりたいと思います。それこそ皆さんからもアイデアを出していただければと思いますが、なかなかこれが難しいということでもあります。

ただし、農集統合事業というのが令和4年度に終了するというようなことから、終了時点で再利用の希望または計画が見込めないという場合———想定されるわけですから———これは遊休資産となってしまいまして、下水道経営の負担となってくるということでもあります。減損処理等の処分も含めまして、適切な時期に処分を検討したいと考えております。

先ほど言ったような内容とか、市民の皆さんからの声をということも含めて対応させていただきたいと考えております。主体的には我々であります、よろしくお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第16号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。再開を1時20分といたします。

〔午前11時48分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 日程第8、第17号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第17号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

無電柱化事業につきましては、南魚沼市無電柱化推進計画に基づきまして、国の無電柱化推進計画事業補助を活用し、令和3年度から2か年で魚沼の里周辺の市道長森作田線及び市道長森下村線で計画しております。

この事業の補助裏財源として、地方創生応援税制——いわゆる企業版ふるさと納税を活用しまして整備する方針で調整を進めてきました。その中で、年度内であれば寄附に応じていただける企業があるため、その寄附を受けるため基金を設置する必要性がありまして、今回基金条例を設置するものです。

それでは、議案の1ページをご覧ください。第1条では、設置として、無電柱化推進計画に係る事業の財源に充てるため、無電柱化推進基金を設置するとしております。第2条では、積立てとして、基金は、この事業に対する寄附金等をもって充て、積み立てる額は、予算で定める額とするとしております。第3条では、基金に属する現金の管理について、規定しております。第6条では、処分として、基金は、南魚沼市無電柱化推進計画に係る事業に要する資金に充てる場合に限り、処分することができるとしております。

2ページをお願いします。附則として、条例は公布の日から施行するとしていたいものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今、説明を聞いて分かった部分も大分あるのですが、少し分からないところも多いので幾つか聞いてみたいと思うのです。まず、基金。企業版ふるさと納税の基金を主な財源にする、財源の一部にして、そして進めるということです。今年度中であれば寄附に応じるところがあるということですが、今年度というのは、令和2年度ということですよ。それはもう、ここの条例が通れば寄附を頂けるという、そういうことでしょうか。

それで、それによりまして無電柱化推進計画に載っている事業を行うということなので、恥ずかしながら私、全然この無電柱化推進計画というのが分からなかったので少し調べてみたら、確かに2月19日だかに策定しています。このために策定したのでしょうか。ここには今言いましたように2路線あるのですが、この2路線のために条例ができていますか。それとも市の方針として、国の法律にのっとって無電柱化を推進すると。それについてはこういう方法でやるという、ずっと継続するような形の考え方なのかというところが1点。

それと関連するかもしれないのですが、その計画の中には、今、部長がおっしゃったように、令和2年から令和6年までの間を事業計画期間としているのですが、その期間に限定した——何というか限時的というか、時限立法というか、そういうところの計画なのか。先ほど言いましたように、ずっと継続するのかというところが、ちょっとどうも、いまいよく分からないので、まずその辺を、1点になるのか2点になるのかあれですが、聞いてみたいと思うのです。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 この計画につきましては、議員がおっしゃるように令和6年度までの計画で、対象路線としては先ほど申し上げた2路線のみとなっております。今現在では、この計画の

路線を拡充しようという計画はありません。ですので、限定的な計画になっております。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今、説明をいただきましたが、2 路線限定ということですが、これを進めるについては条例化しなければ駄目だという、多分、その背景があると思うのですが、そこを1 点ちょっと補足で教えていただきたいのです。

ということで、あとは順次、その計画に足していくことはないということですね。それにしても、電柱の地中化というのは事業費的には物すごい額がかかると思うのです。牧之通りとか国道 17 号とか、国、県の事業にのってするとか、浦佐の駅前みたいに区画整理をやるとか、それに合わせてするとかということであればあれですけども、全部寄附で賄うというわけにはいかないでしょうし、国の補助もあるのかもしれませんが、そこら辺、相当、事業費的に市の持ち出しというのが出てくるのではないですか。そこら辺、まだ見通しが立たないなら立たないでいいのですけれども、その辺少しありましたらお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 基本的には市の持ち出しはないということで事業を行う予定です。補助裏につきましても、あそこいらっしゃる企業さんから、補助裏の負担の確約をいただいた上で事業を進める予定でおりますので、市の負担はない事業と考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 関連でちょっとお聞きしたいのですが、今、牧之通りの話も出ましたが、あそこも本当に無電柱化で、行ってみると大変雰囲気がいい感じがしまして、いいことだと思っているのです。そうするとこの事業は、市がそういったことで観光面等を考えて推進計画をつくって進めていこうということでなくて、特定の企業のほうから、寄附も含めてそういう申出というか依頼があって、それに市のほうで対応するという流れということでよろしいでしょうか。そこを少しお聞きしたいのですが。

○議 長 建設部長。

○建設部長 あそのこの地区の無電柱化につきましては、2 年ほど前からあそこにおられる事業者のほうから相談がありまして、市のほうでも事業化に協力したいということで、国土交通省の該当する事業がないのか、いろいろ検討させていただきました。その中でこういった補助があるということで、来年度から着手したいということで始まったわけです。

基本的には観光という名目で無電柱化を図るわけですが、国土交通省では観光という部分だけではなく、一昨年台風で、千葉県のほうでは電柱がなぎ倒されて長期間の停電になったという部分がありますので、防災・安全の部分からも無電柱化を進めております。今回のあそのこの地区につきましては、年間でかなりの方が訪れている観光的な施設になりますので、そういった部分で市としても協力して進めたいということで、事業化を図ってきました。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 了解しました。大体内容は分かりました。今、千葉県での事例も出ましたけれども、そうすると市として、例えば防災の部分でそういった部分——将来的に例えば推進計画に加えていくとか、今後検討していくとかというところまではまだ至っていないということでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいのですが。

○議 長 建設部長。

○建設部長 防災という部分につきましては、市道ということではありませんけれども、国道17号の市街地の六日町部分でも無電柱化の事業を進めております。幹線道路で物流道路でもありますので、この部分については、やはり防災という部分で国のほうが進めております。市としては、なかなか防災面で該当するような道路がちょっと見当たらないのかと思っておりますので、今回の事業については、観光面という部分を考えての限定的な事業ということになります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 非常に分かりの悪い説明だと私は思いました。2路線のための事業の条例と、なぜ条例化しなければならないのか。そこが曖昧だから——今、補助もあるからと言うから、では国土交通省の補助基準に合うには市の事業としなければならない。だから、条例化して推進計画をつくって、2路線というところは限定を外してと、そういうふうに説明してもらおうと分かるのですが、その辺をもう少し明解に話をしてもらわないと、推進計画が何者だかも分からない。そのほかに寄附の額も分からない、事業費も分からない。そして寄附の相手方も分からない——大体読めますけれども、そういう説明ではないほうがいいと思います。

もしあれだったら休憩してでも、きちんとやるべきことではないかと、そんなふうに私は感じました。推進計画と、なぜ条例化。そして実は寄附者は誰で、総工事費はどれぐらいでという辺りがやはりなければ、限定の条例です、くらいの話ではいかがなものかと思いますが、説明できますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 説明の冒頭で申し上げましたけれども、事業自体は来年度、令和3年度からを予定しております。ただ、寄附を頂ける方が令和2年度内であれば寄附が可能だということで、今回のこの基金条例を制定して寄附を受けたいということで、基金条例の制定になりました。

計画につきましては、この事業を行う上で計画を策定したわけですので、2路線に限定した計画となっております。将来的にほかの路線でも必要性が出てくれば、当然また計画に盛り込むということも考えられますけれども、現時点ではこの2路線に限定した計画となっております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 令和2年度内なら寄附ができるというのは、それは税制上の都合か何かだ
と思うのです。そういうところもやはり説明しないと、事業は始まったけれども、では寄附
が足りなかったら——要するに2年間ということですから、足りないものはまた出すのだと
いう話になっているのかという辺りが、どうも2年に限ったことで、事業費も寄附額も分か
らないで——こういうものなのですかね、条例というのは。私だけが分からないのですか。

分からなくても認めていって、後は市でやってくださいなんていう話になったら——そう
なると寄附の念書なんかもなければ、事業を始めたけれどもどうなるのだろうという話にな
ってしまいませんか。悪いという意味で言っているのではないです。もう少し分かって説明
したほうが私は、みんなが「いいことができるな」とか、そういう話になっていくのではな
いですか、どうでしょうか。これは担当がつぶさにやった問題ではないのかどうかも分か
りません。説明をもう少ししてもらわないと、と思いますがよろしく。

○議 長 岡村議員、今のこの条例の制定についてということでありますので、その
内容的な部分は今ここでもむ……（「問題じゃない」と叫ぶ者あり）ことではないと考えま
すけれども、また出てきた時点でのお話でいかがでしょうか。

○岡村雅夫君 ちょっと休憩してでも、では、議事録に残せないなら残さないだけで、も
うちょっと説明しなければ、2年間で何をしようということだって分からない……（「よく分
かりましたが……」と叫ぶ者あり）

○議 長 2路線について無電柱化をしたいということでありますので、それ以上…
…。

建設部長。

○建設部長 今現在での全体の事業費の試算ですけれども、8,000万円程度で予定してお
ります。この基金条例の寄附のほかに、補助裏の負担をしていただくという確約の協定書な
りを頂いた上での事業執行と考えておりますので、市の負担は発生しないという事業で考
えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 それについて、8,000万円の事業で、それ以上の問題については補助裏の負
担があるということですが、さらに条例化することによって——企業版ふるさと納税とい
うのがどういうメリットがあるのか分かりませんが、要するに国の補助等も受けられるとい
うことなのか。そこをもう一回お聞きしておきます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 条例の件ですが、企業版ふるさと納税ですと、原則としましては当該年
度に寄附を頂いて、その年度の該当事業に充当するというのが基本ですけれども、複数年に
わたる事業でありますとか、先ほど来、出ております企業さんの決算等で、前年度に寄附を
受ける場合がありますので、基金条例を制定して受皿を早めにつくっておいたということに

なります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 南魚沼市無電柱化推進基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 18 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 18 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、いわゆる国を挙げて取り組んでおります押印の見直し・廃止の一環といたしまして、標記の条例で定めております 3 種類の様式について、押印を削除する改正をお願いするものであります。

議案書の 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。上のほうから、様式第 1 号であります。政務活動費に係る収支報告について、提出者の会派名、代表者名に係る印を削除するもの。その下、様式第 2 号、政務活動費に係る収支報告について、提出者の南魚沼市議会議員に係ります印の削除。様式第 3 号、政務活動費収支報告書（写し）の送付について、提出者の南魚沼市議会議長に係る印の削除であります。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。施行期日を、令和 3 年 4 月 1 日としたいものでございます。

以上が本改正条例の説明でございますけれども、このほかの条例あるいは規則等の押印についての現在の調査状況について、補足して説明を申し上げたいと思います。

行政手続における申請書などへの押印の必要性について、今、全庁挙げて調査を行っておりますけれども、2 月末現在で、条例、規則、要綱等合わせて、およそ 1,500 件の様式で押印を求めているという状況であります。

その中で、まずは上位法に押印の定めがないということ、あるいは関係法令とそごを生じないという点。もう一つは、押印を廃止した場合、偽造などの不正行為を生じる恐れがない

かどうかという点。もう一点は、債権、債務関係等、いわゆる権利の確定に支障を生じることがないかどうか。こういった点——押印を求める積極的・合理的な理由があるかどうかといった点を考慮して、廃止することが可能かどうかの検討を行っているところであります。

今回上程いたしました、議会政務活動費の交付条例に関しましては、上位法に押印の定めがありません。条例本文中においても押印を定めていないということから、基本的に押印を必要とする積極的意味合いが小さいものだと判断いたしまして、今回、廃止することといたしました。条例中に様式を定めている例というのは、非常にまれですけれども、このほかにも数件確認しております。これらに関しましては、先に申し上げました点の検討を行っておりまして、可能であれば順次改正案を上程していくという予定でございます。

このほかの規則、要綱等における押印の見直しにつきましては、令和3年4月1日の見直しに向けて準備を進めております。現時点では約1,500件のうち1,000件ぐらいの様式で押印を廃止することが可能ではないかという予定でございます。

以上で、説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今までも直筆、サインであれば、押印は要らないというのが何件かあったような私は経験があるのですけれども。非常に今パソコン等で印字——要するに名前まで全部打って申請するというのを、つい最近私も地域振興局でやったのですけれども、出すほうが——自分で行くのですからいいのですけれども、本人確認とか、そういった形がかなり必要になるのではないかという気が私はしたのですが、その点はこういった指令が出ているのかひとつ、お聞きしたいと思います。要するに、代理申請がいくらでも可能になるという感じが少しするもので、日本の法律は本人申請主義ですから、その辺どんな感じで捉えていますか。

○議 長 この案件には本人確認等々のことは全く触れていませんので、答える必要はないのではないですか……（「一般的な話をしている、これも一般的な話だし、答える必要ないって……」と叫ぶ者あり）政務活動費に関してのという流れ……

○岡村雅夫君 だって、サインの場合は通例そうだけれども、そうでないと代理でいくらでもできるということ。事務局がみんなできるということだ……（何事か叫ぶ者あり）答えなければならないだろう、そういう例があるといって話して……

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 総務部長、答弁があったらお願いします。

総務部長。

○総務部長 先ほど申しましたように、偽造の問題というのが一番大きな問題だと思います。窓口でもたくさんある書類の中で、要は代理でもって申請するという、その書式の信憑性、これはやはり一番気をつけなければならない部分だろうと思います。パソコンだけでも

いろいろな様式があると思うのですけれども、我々はその不正使用、あるいは偽造といった問題がこの書類においては起きないのかどうか。あるいは起きたような場合に、それを回復できる可能性があるのかどうかといった点、非常に重要な点でありまして、それは一番大きな検討課題としているところであります。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 19 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 19 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正は、令和元年度税制改正によりまして、令和 3 年 4 月 1 日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものです。

改正の内容は、消費税率が 10%に改定された際に合わせて行われた自動車の車体課税の見直しにより設けられた、環境性能に優れた自動車の税の軽減、軽自動車税の種別割のいわゆるグリーン化特例の延長についてです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをご覧ください。まず下のほうですが、附則第 15 条に第 5 項を追加します。ここの法附則第 30 条第 2 項、これは電気及び天然ガスを動力源とする、軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する、条例第 70 条というのは軽自動車税の種別割の税率の規定です。この適用については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年度中に初回車両番号指定、つまり新車登録した場合には令和 4 年度分の、令和 4 年度中に新車登録した場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限って、第 2 項の表に軽減額が定めてあるのですが、おおむね 75%が軽減されるグリーン化特例を 2 年間延長するというものです。

その上の附則第 15 条第 1 項及び、ページ裏の 4 ページ、附則第 15 条の 2 第 1 項は、附則第 15 条に新たに今の第 5 項の規定を追加したことによる項ずれになります。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第1条は、施行期日を令和3年4月1日とするものです。第2条は、経過措置を規定するもので、令和3年度分以降の軽自動車税の種別割に適用する、とするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第19号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第20号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第20号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正が行われたため、南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表のほうでご説明申し上げます。3ページをご覧ください。附則第21項に規定している新型コロナウイルス感染症の定義を、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症と、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するというものであります。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。施行期日を公布の日とするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 21 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 21 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。花火の打ち上げに関する煙火の消費の許可について、新潟県から権限を移譲され、市の許可となることから、許可申請の審査に係る手数料を新たに追加するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。3 ページをご覧ください。別表第 3（第 2 条関係）、消防関係の表、第 10 項に、煙火の消費の許可の申請に対する審査手数料、7,900 円を加えるものでございます。

1 ページに戻っていただき、附則として、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 少し専門的なので、教えていただきたいのですが、火薬類取締法に基づくということですが、今度、市のほうに権限が下りてくるということですが、少し内容を見ると、何か特別な、例えば審査をするのに必要な資格だとか体制だとか、そういったものが必要になってくるのかどうか。それとも今現在、既に例えば市に移譲されたものの中でそういう体制があるのか、整備されているのかどうか。その辺について少しお聞きしたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 火薬の許可申請の審査に係る関係の資格について、特に定めはございません。それから、県から移譲されている事務としまして、高圧ガス等の規制に関する審査といえますか、届出関係がまだ何点かほかにもあります。それほど多くないのですが、県からの移譲事務はガス関係を含めて二、三点ほどございますので、ご説明申し上げます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、火薬類取締法に係るものは初めてということでしょうか、それが1つと、来ても対応は今の体制で十分可能という理解でよろしいのでしょうか、お願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 火薬に対する事務の移譲でありまして、これについては県のほうが今までやっております、3月中に事務の引継ぎを行う予定でございます。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第22号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第22号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正理由は2つあります。1つ目の主な内容は、第8条で定める保健事業のうち、貸付け事業について削除するというものです。貸付け事業につきましては、高額療養費と出産費について別に貸付規則を定めておりますが、高額療養費については、高額療養費制度の中で、一月に1つの医療機関での支払いが高額になる可能性があるときは、限度額適用認定証を提示することで、年齢や所得に応じ定められている上限額までの負担に軽減される仕組みが既に整っており、また出産費については、出産育児一時金の直接支払制度が開始されたことなど、保険制度の中で一時的に高額な資金を用意せずとも療養

を受けることができるようになってきているため、保険者として貸付け事業を行う必要性が実質的になくなっていることから、削除するというものです。

なお、県内では貸付け事業について規定が残っている自治体は、30市町村中、南魚沼市を除くと4市町のみとなっております。

2つ目の改正理由といたしましては、先ほど第20号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正と同じく、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法が、令和3年2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症の定義を直接書き下ろす形に改められたことに伴い、その定義部分を改正するというものです。

それでは、新旧対照表のほうでご説明申し上げます。3ページのほうをご覧ください。既存の第8条第2項から貸付け事業を削ることに併せて、第8条全体を国の条例参考例をもとに改め、第1項は健康保持増進のための事業、第2項は療養環境の向上と保険給付のための事業、に内容を分けて整理します。

第1項では、既存の第4号、病院の設置を第2項に移すこととして削り、第5号を第4号に繰り上げて用語の整理として前各号に掲げるもののほかをその他に改め、又は保険給付を第2項に移すため削ります。

第2項は、本文で療養資金の貸付け事業を削って療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業と改め、第1号、病院の設置、第2項、その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を加えます。第10条は保健事業の利用料についての規定ですが、第8条の改正に伴い、整理するものです。

続いて、附則で定めている傷病手当金の規定中、新型コロナウイルス感染症の定義についての改正です。4ページのほうです。附則第9項、2行目、3行目の下線部分は文言の整理です。5行目から8行目が新型コロナウイルス感染症の定義で、新型インフルエンザ等特別措置法の改正を受けて、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）である感染症をいう、以下同じと改正するものです。

なお、この改正の前後で支給の対象となる傷病の範囲に変更はないことが、厚生労働省から通知がなされております。

1ページに戻っていただき、改正条例の附則です。改正条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 22 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 23 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 23 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。なお、本日追加で配りました、右上に第 23 号議案関連資料と記載の資料につきましては、後ほど、この資料に基づきまして介護保険料について説明いたしますのでよろしく願いいたします。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、令和 2 年度税制改正により低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除が創設されたこと、平成 30 年度税制改正により個人所得課税の見直しが行われたことに伴う改正が行われたことによるもの。

それと新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するもの、及び第 8 期介護保険事業計画、令和 3 年度から令和 5 年度の策定に係る介護保険料率の改定によるものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。議案の 3 ページをお願いいたします。最初に第 3 条、保険料率の改正です。ここでは、第 8 期介護保険事業計画策定に係る介護保険料率の改定により、第 1 号被保険者の 3 年間の保険料について、保険料率の期間を令和 3 年度から令和 5 年度までに、第 1 号から第 11 号に規定する保険料の額を改めるものでございます。

配付した資料をお願いいたします。第 1 号から第 11 号の保険料一覧としまして、第 7 期と第 8 期の保険料年額を比較した表でございます。一番右側の表は参考として国が定めている 9 段階の内容を表示しております。

左側、市の表で説明いたしますと、左から区分欄は、課税状況及び合計所得金額、課税年金収入の合計額により段階ごとに表示し、乗率、軽減乗率、条例の対応条項、年額の保険料を表示しております。

中ほどの乗率は、市町村の判断で、段階ごとに定めることができるもので、太枠で囲ってあります、第 5 段階の基準額に乗じる割合となっております。南魚沼市では、第 1 段階の 0.5 から第 11 段階の 2.0 まで設定しており、第 8 期も変更はありません。

第 7 期に記載の軽減乗率 R 2 ——令和 2 年度のことでございますが、消費税の改定に伴い、

低所得者対策として第1段階から第3段階について軽減を行っておりましたが、第8期については国の法律改正が現段階では行われていないため、未定となっております。年度末には、改正法律が公布されるものと考えております。

第8期介護保険料基準月額、表の最下段のほうに記載いたしました6,410円となりました。第7期と比較しまして59円、0.9%の増となりました。この金額に乗率を掛け12月分としたものが、表中、太枠内右側に記載した年額7万6,900円となります。同様に基準月額保険料にそれぞれの乗率を掛けて12月分としたものが、第1段階から第11段階の年額保険料となります。

この保険料基準月額の算定につきましては、第8期計画期間中における介護サービス見込み量を推計し、3年間に必要な保険料賦課額を見積もり、3年間の推計被保険者数で除し、さらに12月分で除して得たものでございます。第8期では、3か年の計画期間で1億8,000万円の基金を取り崩す計画とし、第1号被保険者の保険料の負担軽減に充てております。

次に、第7号から第11号の合計所得金額の改正では、第8期計画から所得段階区分第7段階から第11段階について、表中のアンダーラインのとおり、合計所得金額について変更いたしました。国による所得分布調査結果により、第7段階から第9段階の合計所得金額の変更指示がありましたので、調査結果を踏まえ、また第10段階と第11段階についても近隣市に合わせて変更いたしました。

新旧対照表に戻っていただき3ページ、第6号中、下から5行目から6行目にかけての第35条の3第1項を加える改正は、令和2年度税制改正に係るものです。保険料の算定に当たり、合計所得金額に土地建物等の譲渡所得を有する場合には、当該合計所得金額に対して特別控除の特例が適用できるときは、特別控除額を控除して得た額となっております。税制改正により、新たな特別控除としまして、都市計画区域内にある低未利用土地を譲渡した場合の100万円の特別控除の創設により、特例条文を加えるものでございます。

4ページをお願いいたします。附則第19項第1号の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。附則第21項は、平成30年度税制改正において、個人所得課税の見直しにより、令和2年度から給与所得控除、公的年金所得控除について10万円引き下げられ、給与所得、公的年金所得を有する者は、所得金額で最大で10万円増加となります。

令和3年度の第1号被保険者の介護保険料を算定するに当たりまして、所得控除の引下げにより、所得が増加することに伴い、従前の保険料段階よりも段階が上がることにより保険料の負担が増すなどの不利益が生じないようにするため、合計所得金額に給与所得または公的年金所得が含まれている場合には、当該所得金額の合計額から10万円を控除する旨の規定を定めるものでございます。

附則第22項は、令和4年度の保険料率算定に当たり、前項の準用規定と合計所得金額の読替規定になります。

附則第23項は、令和5年の保険料率算定に当たりまして、附則第21項の準用規定と合計

所得金額の読替規定であります。

議案書の2ページに戻っていただきたいと思います。最下段、本改正条例の附則であります。第1項では、施行期日を定め、令和3年4月1日から施行したいものでございます。第2項では、経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、私は反対の立場で討論に参加をいたします。今ほどの説明でもありましたけれども、1億8,000万円を3年間で取り崩してということがあります。しかし、昨日の質疑の中では、積立金の残高は6億円という話であります。1億8,000万円を取り崩したとしても、4億2,000万円もあるわけでありまして、基金の取崩しで、今回の第8期初年度の改定はできるものと私は思いました。

そして、もう一点であります。この第1、第2、第3段階の方々が、これから軽減措置が出てくるかとは思いますが、この段階でいくと、第1段階では1万5,600円——年額でありますが増えます。そして、第2段階では年額1万9,500円、第3段階では4,300円負担が増えるわけであります。第4段階、第5段階で700円、第6段階、第7段階で900円、第8段階で1,000円、第9段階で1,200円、第10段階で1,300円、第11段階で1,400円であります。

私は先般も議論したところでありますけれども、年金はマクロスライド制でどんどん下がる。そうした中でこういった介護保険料がじわじわと負担増になっていくと。また、今、年金から国民健康保険税も天引きされるという状況が実態ではないかと思えます。年金生活者にとってみると、そういう点では非常に大変だと。あるいはまた自営業等でそれなりに所得のある方々も、年金をもらいながらという形であったとすると、非常に高額な保険税が引き落としになっております。

また、介護保険自体にしてみましても、保険あって介護なしというような状況であります。そうした中で介護保険については、私たちはいつでも言っていますけれども、要支援の方々の介護保険外しとか、あるいは特別養護老人ホームの入所基準が介護3以上という、そういった非常に制限が加えられてきております。

先般、ケアマネさんから若干聞いた言葉でありますけれども、マネジメントしてもなかなか

か施設等が間に合っていないと、行くところがない人たちがいるという話も聞いています。やむなく県外にお世話になっているという状況も生まれている中であります。また、新型コロナウイルス感染症の関係で非常に将来不安等になっている中で、今回の説明の書類の中にもありますけれども、月額 59 円の増だと。59 円だからいいではないかという説明にも映りますけれども、私はこういった時勢においては、やはり年額 700 円——平均であります、第 5 段階ですか、その中で 700 円、月 59 円ということによしとは、私はできないという立場で、今議案について反対をさせていただきます。

繰り返しますけれども、基金取崩しで第 8 期の収支は合うのではないかという立場でございます。ご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 23 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対討論、多分、気持ちは一緒だと思います。入りたくても施設に入れないという状況はずっと続いている、その通りであります。市内の施設に入れない、県外に行っている、これも事実であります。

しかしながら、介護保険の基金を全部取り崩して介護保険料を上げないという、こういう姿勢で、果たしてうちの市の介護保険全体ですよ、やっつけられるのかということです。7 期 21 年が経過して、会計規模が 70 億円に迫ろうとしているのです。その中でも担当は知恵を出して、工夫して、施設であったり、在宅であったり、サービスを受けたいという人、できるだけ多くの人にそういうサービスが受けられるように、そういう工夫をした今回の改正だと私は思っています。

第 1 段階から第 3 段階の特例がなくなりました。確かにおっしゃるとおりに、国民年金だけの方は月 3 万五、六千円くらいでしょうか、低い方は。そういう方から見れば、年額でこれだけというのは非常に大きい、確かにそのとおりである。しかしながら、市として精一杯できることを市の担当のほうが提案してきたと、私は思っています。国の制度改正でどうなるかということは、国政政党でありますから、国政の場でどんどんやっていただいて、地方の負担が少なくなるというところに努力していただきたいと思っております。

深いところでいけば思いは同じでありましようけれども、第 8 期のスタートの介護保険条例の一部改正ということは、担当課の努力の表れだと思っておりますので、私はよしとする、賛成としたいと思っております。同僚議員の多くの賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 24 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 24 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。道路の占用料の額につきましては、国土交通省の道路占用料改定のポイントによりまして、額の算定の基礎となる民間における地価基準及び賃料の水準変動等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要があるとされております。

今回、新潟県道路占用料徴収条例が一部改正されましたので、これに倣い南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。また、道路法施行令第 11 条の 8 が、第 11 条の 9 に繰り下げられたことから、引用する条項を併せて改正したいものです。

それでは、議案の 5 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 3 条第 1 号中の現行では、政令第 11 条の 8 第 1 項とあるものを、政令第 11 条の 9 第 1 項に改めたいものです。

続いて、5 ページの後半から 9 ページにかけて占用料の額を規定しております、別表（第 2 条関係）になります。現行の金額及び率を改正案のとおり改めたいものです。

今回の改正によりまして、電柱あるいは埋設管類の額については、15%程度上がっております。なお、金額につきましては県条例と同額になっております。

それでは、4 ページへ戻っていただいて附則をご覧ください。附則の 1 として、施行期日は、県と同様に、令和 3 年 4 月 1 日としたいものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正に

については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 25 号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 25 号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、新潟県都市公園条例が一部改正されましたので、これに倣いまして南魚沼市都市公園条例及び南魚沼市駅前広場条例の一部を改正するものです。

それでは、3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係、南魚沼市都市公園条例、新旧対照表の別表第 2（第 15 条関係）になります。競技会、集会などの催しのために設ける仮設工作物の使用料金額を改正案のとおりに改めたいものです。

続いて、3 ページから 4 ページにかけて、第 2 条関係、南魚沼市駅前広場条例、新旧対照表の別表（第 10 条関係）になりますが、第 1 条関係と同様に、仮設工作物の金額を改正案のとおりに改めたいものです。金額につきましては、第 1 条関係、第 2 条関係とも、県条例と同額になっております。

なお、公園及び広場内を占用する場合の金額につきましては、道路占用料徴収条例の例により算出した額と規定されておりますので、先ほどご決定いただいた第 24 号議案の金額となります。

それでは、議案 1 ページに戻っていただいて、附則をご覧ください。附則の 1 として、施行期日は、県と同様に、令和 3 年 4 月 1 日としたいものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市都市公園条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

市では、このたび老朽化した市営住宅のうち、日の出町住宅 3 戸及び北原住宅の 1 号棟 6 戸、2 号棟 6 戸の計 15 戸について、用途を廃止し取り壊しました。このため、当該住棟を市営住宅条例の別表から削除することについて、南魚沼市市営住宅条例の一部改正を行うものでございます。

3 ページ、新旧対照表をお願いいたします。別表の右の欄、日の出町住宅の 3 戸の項を削り、次に北原住宅の 1 号棟、2 号棟の 12 戸の項を削り、左の欄のとおり別表の一部改正を行うものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則にあるとおり、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 築何年で——木造だと思っておりますけれども、築何年の解体除却であるか、お聞きします。もう一点は、入居率と申しますか、それが要するに入居者がいないという状況なのかどうかお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 このたび解体いたしました日の出町住宅、北原住宅 1 号棟、2 号棟ともに昭和 45 年度の建設の建物でございます。また、この住宅につきましては、政策空き家として今まで積極的な入居を勧めてこない状況でありました。それで入居者の方との話合いのもとに移転が決まりましたので、撤去したものでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 27 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 27 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

市では、市営住宅を補う目的で市有住宅を管理しておりますが、このたび、老朽化した東泉田住宅 8 戸及び天王町住宅 3 戸について用途を廃止し、取り壊しました。このため、当該住棟を市有住宅管理条例の別表から削除することについて、南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正を行うものでございます。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。別表の右の欄、市有東泉田住宅の 2 号棟 8 戸の項を削り、次に市有天王町住宅 3 号、4 号、7 号の項を削り、左の欄のとおり別表の一部改正を行うものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則にあるとおり、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市市有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 28 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長　それでは、南魚沼市保育園条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年4月1日に上長崎保育園と下長崎保育園を統合し、現在の下長崎保育園の敷地内に新たに保育園を新設するものであります。公募により名称がうえだ保育園——ひらがなのうえだになりますが——に決定していることから、改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、保育園の名称及び位置の表中、名称の欄、下長崎保育園をうえだ保育園に改め、同表中、上長崎保育園の項を削るものであります。

議案の1ページに戻っていただきまして、附則のとおり、本条例の施行期日を、令和3年4月1日としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　上田地区では小学校も統合されて、今度は保育園もということですがけれども、小学校のほうは何か再利用の計画を練られているようでありましてけれども、保育園についてはそういった計画はどうなっていますか。ひとつお聞きします。

○議　　長　　子育て支援課長。

○子育て支援課長　現在の上長崎保育園の敷地ですけれども、あそこは横新田集落の共有地の上に建物が建っております。以前はあの建物のところに横新田の公民館がございまして、今の建物を造るに当たりまして曳家をしまして、空いた土地に今の建物を造ったということでございます。現在は借地という形になっておりまして、借地契約の中で保育園以外の使用用途は認めないということになっております。

よりまして、用途がなくなりますので、取り壊して横新田区に返却するという形になります。新年度予算では取壊し予算が計上されているところでございます。

以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第28号議案　南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を 3 時ちょうどいたします。

[午後 2 時 41 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 00 分]

○議 長 日程第 20、第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法第 78 条の 4 で、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は市町村の条例で定めることの規定に基づき、市で制定したものであります。

このたび、上位省令となります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正するものであります。

まず初めに一部改正の概要について、ご説明いたします。このたびの改正は感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策の強化に関する取組の義務づけ。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた取組の強化。介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための取組の義務づけ。感染防止や多職種連携の促進の観点から、会議等における ICT の活用を位置づけ、利用者への説明・同意業務や記録の保存等に係る見直し。医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるよう取り組むことの義務づけ。これらの改正が主な内容となっております。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。19 ページ、新旧対照表をお願いいたします。第 3 条第 3 項及び第 4 項は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に、第 3 条第 3 項は、虐待の発生またはその再発を防止するための取組の義務づけについて加えたものです。第 3 条第 4 項の追加は、国が運用するデータ収集・分析システムの活用を促すものでございます。

19 ページの第 4 条から 24 ページの第 44 条までは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対しての改正になります。第 6 条第 5 項の各号については、各サービス事業所の定義について、準用する条文が新設されたことにより加えたもの。

21 ページ、第 31 条第 8 号は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 32 条第 5 項の追加は、適切なハラスメント対策を義務づける改正。第 32 条の 2 の追加は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的

に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施等を義務づける改正。

22 ページになります。第 33 条第 3 項の追加は、感染症対策の強化のため、対策委員会の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正。第 34 条第 2 項は、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、データファイルでの閲覧可能な形で対応すること等を可能とすることを加えたもの。第 39 条第 1 項は、介護・医療連携推進会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。

23 ページをお願いいたします。第 40 条の 2 は、虐待の防止に関する取組について、対策委員会や担当者の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正であります。

24 ページの第 47 条から 28 ページの第 59 条までは、夜間対応型訪問介護の事業者における改正になります。第 47 条第 1 項及び第 3 項から第 7 項は、オペレーターの兼務要件を見直す配置基準等の緩和の改正。

26 ページをお願いいたします。第 55 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 56 条第 2 項は、他の訪問介護事業所等職員に事業の一部を行わせることを認める配置基準等の緩和改正。第 3 項は、複数の事業所間で通報の受付業務の集約化を加えたもの。第 5 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正。

28 ページをお願いいたします。第 57 条第 2 項は、サービスを提供する対象者について努力義務を加えたもの。第 59 条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において義務化した業務継続に向けた取組と感染症対策、虐待の防止に関する取組について、夜間対応型訪問介護においても準用するよう加えた改正です。また、今回、省令と表現を合わせるために条文全体を改めております。

28 ページの第 60 条から 33 ページの第 96 条までは、地域密着型通所介護事業者における改正になります。第 70 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 71 条第 3 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対して認知症介護基礎研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 4 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正であります。

30 ページをお願いいたします。第 73 条は、避難訓練において、地域住民との連携を図るよう求める改正。第 74 条第 2 項の追加は、感染症対策の強化のため、具体的な対策を加え努力義務規定を定めたもの。第 75 条は、運営推進会議においてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。

31 ページをお願いいたします。第 78 条は、第 59 条と同様に、地域密着型通所介護においても準用するよう加えた改正。第 78 条の 3 は、共生型地域密着型通所介護においても同様に、業務継続に向けた取組と感染症対策、虐待の防止に関する取組の義務化について、準用するよう加えた改正です。

32 ページです。第 92 条は、療養通所介護において、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

33 ページ、第 94 条は、療養通所介護において、安全・サービス提供管理委員会においてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 96 条は、第 59 条と同様に、療養通所介護においても準用するよう加えた改正です。

33 ページの第 97 条から 36 ページの第 109 条までは、認知症対応型通所介護事業者における改正になります。第 101 条は、共用型認知症対応型通所介護において、サテライト型グループホーム事業所の基準を創設するため、本体事業所の規定を加えた改正。第 102 条第 2 項は、サテライト型グループホーム事業所基準の創設により、共用型認知症対応型通所介護の事業者要件に加える改正です。

35 ページ、第 103 条は、管理者の配置基準を緩和する改正。第 107 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

36 ページをお願いいたします。第 109 条は、第 59 条と同様に、認知症対応型通所介護においても準用するよう加えた改正で、省令と表現を合わせるため条文全体を改めております。

36 ページの第 110 条から 39 ページの第 136 条までは、小規模多機能型居宅介護事業者における改正についてであります。第 111 条は、介護職員の兼務要件について緩和した改正です。

37 ページから 38 ページ、第 112 条は、第 139 条で項送りがあったことによる改め。第 116 条は、サービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正です。第 129 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

39 ページをお願いいたします。第 130 条は、地域の実情により利用定員を超えてサービスの提供を行うことができることとした項の追加と、それに伴う項の繰下げです。第 136 条は、第 59 条と同様に、小規模多機能型居宅介護においても準用するよう加えた改正で、こちらも省令と表現を合わせるため条文全体を改めています。

40 ページの第 137 条から 44 ページの第 156 条までは、認知症対応型共同生活介護事業者における改正についてです。第 138 条第 1 項は、3 ユニットの場合に夜勤職員の配置基準を緩和できるよう見直したもの。第 5 項は、計画作成担当者の配置基準を緩和したもの。第 9 項は、サテライト型グループホームの計画作成担当者の配置基準を規定したものであります。

第 139 条第 2 項は、サテライト型グループホームの管理者の配置基準を規定したもの。第 141 条は、地域密着型サービスであることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、原則 1 又は 2、地域の実情により必要と認められる場合は 3 とされているところを、3 以下に見直す改正です。

42 ページ、第 145 条第 7 項は、身体的拘束等の対策委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 8 項は、第三者による外部評価について、県の指定を受けた評価機関のほか、小規模多機能型居宅介護と同様に運営推進会議による評価でも要件を満たすこととした改正です。第 149 条は、管理者の兼務要件についてサテライト型グループホームの基準を加えたもの。第 150 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

44 ページの第 151 条第 3 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 4 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正です。第 156 条は、第 59 条と同様に、認知症グループホームにおいても準用するよう加えた改正で、こちらも省令と表現を合わせるため条文全体を改めております。

45 ページの第 157 条から 46 ページの第 177 条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者における改正についてです。第 166 条第 6 項は、身体的拘束等の対策委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 173 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

46 ページ、第 174 条第 4 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対しての認知症介護基礎研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 5 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正です。第 177 条は、第 59 条と同様に、地域密着型特定施設入居者生活介護においても準用するよう加えた改正であります。

47 ページの第 178 条から 55 ページの第 217 条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者における改正についてであります。第 179 条第 1 項は、人員配置について、栄養ケアマネジメントの充実のため栄養士に加えて管理栄養士を位置づけることとし、また、ほかの社会福祉施設等との連携を図ることにより効率的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことを可能とする見直しです。同条第 3 項は、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を可能とする配置基準の見直しです。

48 ページ、第 179 条第 8 項は、サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とするもの。また、栄養士配置について、管理栄養士を追加するものであります。

49 ページ、第 185 条第 6 項は、身体的拘束等の対策委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるもの。第 186 条第 6 項は、サービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるもの。

50 ページ、第 191 条の 2 は、栄養ケアマネジメントの充実のため、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める改正。第 191 条の 3 は、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める改正。第 196 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正です。第 197 条第 3 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 4 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正であります。

51 ページになります。第 199 条第 2 項第 1 号は、感染症対策委員会についてテレビ電話を活用しての実施を認める改正。同項第 3 号は、感染症対策強化のための現行の取組に加えて、訓練の定期的な実施を義務づける改正です。

52 ページ、第 203 条第 1 項は、事故防止委員会についてテレビ電話等を活用して実施することを認めること、事故発生防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける改正です。第 205 条は、第 59 条と同様に、地域密着型介護老人福祉施設においても準用するよう加えた改正。こちらも省令と表現を合わせるため全文を改めています。

53 ページ、第 208 条第 2 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、見直しを行うものです。

54 ページ、第 210 条第 8 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、身体的拘束等の対策委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 214 条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正です。第 215 条第 4 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 5 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正です。

55 ページ、第 217 条は、第 59 条と同様に、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においても準用するよう加えた改正で、こちらも省令と合わせるために条文全体を改めています。

56 ページの第 218 条から 58 ページの第 231 条までは、看護小規模多機能型居宅介護事業者における改正についてであります。第 230 条は、第 59 条と同様に、看護小規模多機能型居宅介護においても準用するよう加えた改正で、こちらも、省令と表現を合わせるための全文の改正です。

57 ページ、第 231 条は、事業者の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するための改正です。改正内容は以上になります。

議案の 16 ページに戻っていただきます。附則に記載のとおり、本条例の施行期日を、令和 3 年 4 月 1 日としたいものであります。

また、今回、義務化する虐待防止に対する取組、業務継続計画の策定、感染症対策と定期訓練の実施、無資格者の介護職員に対する基礎研修の受講推進、栄養管理計画の充実、口腔衛生管理の強化について、令和 6 年 3 月 31 日までの間を努力義務とする経過措置、及び附則第 10 条は事故防止対策のための担当者の設置について令和 3 年 9 月 30 日までの間を努力義務とする経過措置を定めるものでございます。

附則第 6 条、第 7 条は今後整備するユニットについて当分の間、人員配置に努力義務を設けるものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　あまりに膨大過ぎて、私個人的には非常に理解できないところが多いわけですが、この内容につきましては、法令というか上位法というか、政令か何かの改正を受けての条例改正ですので、ここに書いてある指定地域密着型サービスの事業者は、法律段階の改正は多分理解していると思うのですが、条例化されると、今度は条例に基づいての行政としての指導も何らかの形で必要だと思うのです。膨大な情報といいますか、これはどういうふうにあれですか、業者のほうに周知、徹底、指導というのをすればいいのですか。これはそういう、皆さん承知しているシステムになっているのだろうか、参考までに聞かせてもらいたい。

○議　長　介護保険課長。

○介護保険課長　今ほどの質問についてでありますけれども、地域密着型サービスにつきましては、市役所が所管の事業所になっておりますので、今の改正内容につきましては、改めて私どものほうから、各事業所のほうに周知をさせていただきたいと考えております。周知の方法といたしましては、改正内容についてメール等を考えておりますし、メール等で不足の部分については、また別内容で考えて、漏れのないように周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　長　16番・中沢一博君。

○中沢一博君　今回の場合は大きく6つの改正点があるわけでありまして、その中で第32条のところにもありますように、災害が発生したときの業務の義務づけという部分が載っております。例えば今回のような新型コロナウイルス感染症、こういう部分、昨年度、3事業所が事業を中止したかと思えます。こういう部分はどのように捉えていいのか、お聞かせいただきたいと思っています。3年間の猶予があるという部分がありますけれども、行政としてどのような捉え方をしているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議　長　介護保険課長。

○介護保険課長　まず新型コロナウイルスの感染症が発生した場合につきまして、私どもがどのような動きをするかということでございますけれども、まずは保健所からの一報を受けるような形になるかと思えますので、保健所のほうの指導を仰ぎながら、事業所に対しての応援等、できることを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議　長　16番・中沢一博君。

○中沢一博君　感染となれば、もちろん徹底的な、総合的な部分で云々やらなければいけないのですが、例えば昨年あった事例を申しますと、こういう状況が緊迫してきていると。分からないではないのですが、いろいろそういう思いから、怖いというか、そういう部分とか、そういうものを含めた中で中止されるというか、そうした場合、本当にそれを受けている方たちは、大変な状況でまた大きく変わってきている状況も実際見ているわけです。そういう点をこの行政として本当にどのように関わっていくか。分からないではない

ですけれども、やはりそういうところの部分からいってどのように義務づけて、また指導していくかということをお聞かせいただきたいのであります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 緊急時、また非常時の業務を継続していくための取組の、こういったやり方があるかということになるかと思えます。課長が説明しましたとおり、地域密着型ですので、市の指定する施設でありますけれども、介護保険法の下でのサービス提供になりますので、そういった部分の詳細について、今後国のほうからも指導もあるかと思えます。そういったものを整理した中で、今後、施設等については一緒に協議していく中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 膨大な内容ですけれども、この改正の中で、虐待の関係ですとか、ハラスメントの関係、いろいろな規定があります。その中で人員配置等については兼務ですとか、兼ねたりということで、大分そういう緩和といいますか、そういう措置も盛ってあるみたいですが、今、市も介護の関係、人員の不足ということで5か年計画の取組も始めるということになっています。全体として事業所での対応内容といいますか、やはりかなり負担が増えてくるようなものになるのかどうなのか。その辺、担当課としてどういうふうな変化になっていくのか、全体的な認識を少しお聞かせいただければと思います。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 一例を挙げますと、グループホームの場合ですと、今まではワンユニット、夜勤対応者が1名という人員の配置基準でございましたけれども、同じフロアの中で確認ができるというような建物の構造であれば、3ユニット2人という形で、人員の緩和もされております。私どもの認識とすれば、この改正によって、介護保険事業者の負担も軽減できるのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、現場の実態といいますか、介護もいろいろ進んでくる中で、現場の実態に合わせて、そういった負担も軽減しながら、また入所者の対応も虐待の関係ですとか、いろいろありますけれども、そういった部分の改善も見込める内容になっているという認識でよろしいのでしょうか。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 私どもはそのような認識でおります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 30 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 30 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法第 115 条の 14 で、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は市町村の条例で定めることの規定に基づき、市で制定したものであります。

このたび、上位省令となります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正するものであります。

初めに一部改正の概要についてご説明いたします。このたびの改正は、先ほど第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正で改正した内容を、地域密着型介護予防サービスにおいても同様に改めたことが主な内容となっております。

省略する部分もありますが、新旧対照表の中でご説明させていただきます。9 ページをお願いいたします。第 3 条第 3 項は、地域密着型介護予防サービス事業の一般原則に、虐待の発生またはその再発を防止するための取組の義務づけについて加えたものであります。

第 4 条から 17 ページの第 42 条までは、介護予防認知症対応型通所介護事業者についての改正になります。第 5 条第 4 項から 13 ページの第 9 条第 2 項までは、引用する条項の修正による改正になります。

13 ページをお願いいたします。第 10 条第 1 項は、管理者の配置基準を緩和する改正です。第 27 条は虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。

14 ページ、第 28 条第 3 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対して認知症介護基礎研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。同条第 4 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正。第 28 条の 2 の追加は、感染症や災害が発生した場合であって

も、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施等を義務づける改正であります。

15 ページ、第 30 条第 2 項は、避難訓練において、地域住民との連携を図るよう求める改正。第 31 条第 2 項は、感染症対策の強化のため、具体的な対策を加え努力義務規定を義務規定としたものです。第 32 条第 2 項は、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、データファイルでの閲覧可能な形で対応することを可能としたもの。第 37 条の 2 は、虐待の防止に関する取組について、対策委員会や担当者設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正です。

16 ページ、第 39 条は、運営推進会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。

17 ページの第 43 条から 24 ページの第 69 条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者についての改正です。第 44 条第 6 項は、介護職員の兼務要件について緩和した改正。

22 ページ、第 49 条は、サービス担当者会議についてテレビ電話等の活用の実施を認める改正。第 57 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 58 条は、地域の実情により利用定員を超えてサービスの提供を行うことができることとした項の追加と、それに伴う項の繰下げです。

23 ページ、第 65 条は、介護予防認知症対応型通所介護において義務化した業務継続に向けた取組と感染症対策、虐待の防止に関する取組について、介護予防小規模多機能型居宅介護においても準用するよう加えた改正で、省令と表現を合わせるため全文を改めております。

24 ページの第 70 条から 30 ページの第 90 条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者についての改正になります。第 71 条第 1 項は、引用する条項と、介護予防認知症グループホームにおいて、3 ユニットの場合に夜勤勤務の配置基準を緩和できるよう見直したものの。第 5 項は、計画作成担当者の配置基準を緩和したものです。

26 ページ、第 71 条第 9 項は、計画作成担当者の配置基準を規定したもので、項送りによる新第 11 項は引用する条項の修正であります。

27 ページ、第 72 条第 2 項は、管理者の配置基準を規定したものです。第 74 条第 1 項は、介護予防グループホームのユニット数について、原則 1 又は 2、地域の実情により必要と認められる場合は 3 とされているところ、3 以下に見直す改正。同条第 7 項は、引用する条項の修正です。第 78 条第 3 項第 1 号は、身体的拘束等の対策委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。

28 ページ、第 79 条は、管理者の兼務要件についてサテライト型の基準を加えたもの。第 80 条は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 81 条第 3 項は、医療・福祉関係の資格を持たない介護職員に対して研修を受講させるよう取り組むことを義務づけたもの。第 4 項は、適切なハラスメント対策を義務づける改正です。

29 ページ、第 86 条は、介護予防認知症対応型通所介護において義務化した業務継続に向けた取組と感染症対策、虐待の防止に関する取組について、介護予防グループホームにおいても準用するよう加えた改正。こちらも、省令と表現を合わせるため全文の改正です。

30 ページ、第 87 条第 2 項は、第三者による外部評価について、県の指定を受けた評価機関のほか、運営推進会議による評価でも要件を満たすこととした改正。第 91 条は、事業者の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の保存を電磁的な対応を認めることとしたものと、その範囲を明確化するための改正です。改正内容につきましては以上になります。

議案の 8 ページに戻っていただきます。附則についてでございます。本条例の施行期日を、令和 3 年 4 月 1 日としたいものであります。

また、今回、義務化いたします虐待防止に対する取組、業務継続計画の策定、感染症対策と定期訓練の実施、無資格者の介護職員に対する基礎研修の受講推進について、令和 6 年 3 月 31 日までの間を努力義務とする経過措置を設けたものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 31 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 31 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法第 115 条の 24 で、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定めることの規定に基づき、市で制定したものです。

このたび、上位省令となります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正するものであります。

まず初めに一部改正の概要についてご説明いたします。このたびの改正は、先ほど第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正で改正した内容を、本条例においても同様に改めることが主な内容となります。

5 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 2 条第 5 項は、基本方針に、虐待の発生またはその再発を防止するための取組の義務づけについて加えたものです。第 2 条第 6 項は、同様に基本方針に、国が運用するデータ収集・分析システムの活用を促すことを追加したものです。

6 ページから 7 ページにかけて、第 19 条第 6 号は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 20 条第 4 項の追加は、事業者に必要なハラスメント対策を義務づける改正。第 20 条の 2 の追加は、感染症や災害が発生した場合において、サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施を義務づける改正。第 22 条の 2 の追加は、感染症対策の強化のため、対策委員会の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正です。第 23 条第 2 項は、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、データファイルでの閲覧可能な形で対応することを可能とすることを加えたもの。第 28 条の 2 は、虐待の防止に関する取組について、対策委員会や担当者の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正になります。

8 ページ、第 32 条第 9 号は、サービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 35 条は、事業者の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するための改正です。改正内容につきましては以上になります。

議案の 4 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を、令和 3 年 4 月 1 日としたいものであります。

また、附則第 2 条から第 4 条は、今回、義務化する虐待防止に対する取組、業務継続計画の策定、感染症対策について、令和 6 年 3 月 31 日までの間を努力義務とする経過措置を定めるものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 32 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 32 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護保険法第 81 条で、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定めることの規定に基づき、市で制定したものであります。

このたび、上位省令となります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正するものであります。

一部改正の概要についてご説明いたします。このたびの改正は、先ほど第 29 号議案 南魚沼市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正で改正した内容を、本条例においても同様に改めることが主な内容となります。

議案書の 7 ページ、新旧対照表をお願いいたします。第 2 条第 5 項は、基本方針に虐待の発生またはその再発を防止するための取組の義務づけについて加えたものです。第 2 条第 6 項は、同様に基本方針に、国が運用するデータ収集・分析システムの活用を促すことを追加したものです。第 6 条第 2 項は、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前 6 か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合や同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に対して新たに説明義務を加えたものであります。

8 ページから 9 ページにかけて、第 15 条第 9 号は、サービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認める改正。第 20 号の 2 の追加は、生活援助の訪問回数が多い等のケアプランの点検・検証の仕組みを導入するもの。第 20 条第 6 号は、虐待の防止に関する取組について、新たに運営規程で定めることを加えた改正。第 21 条第 4 項の追加は、事業者にとって適切なハラスメント対策を義務づける改正になります。

10 ページから 11 ページにかけて、第 21 条の 2 の追加は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施等を義務づける改正。第 23 条の 2 の追加は、感染症対策の強化のため、対策委員会の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正。第 24 条第 2 項は、利

利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、データファイルでの閲覧可能な形で対応すること等を可能としたもの。第 29 条の 2 は、虐待の防止に関する取組について、対策委員会や担当者の設置、指針の整備、研修や訓練の実施等を義務づける改正になります。

12 ページ、第 34 条は、事業者の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するための改正になります。改正内容は以上であります。

議案の 4 ページに戻っていただきます。附則第 1 条に記載のとおり、本条例の施行期日を、令和 3 年 4 月 1 日としたいものであります。

また、本条例第 15 条第 20 号の 2、生活援助の訪問回数の多い等のケアプランの点検・検証の仕組みを導入するものについては、施行期日を令和 3 年 10 月 1 日としたいものであります。

なお、附則第 2 条から第 4 条は、今回義務化する虐待防止に対する取組、業務継続計画の策定、感染症対策について、令和 6 年 3 月 31 日までの間を努力義務とする経過措置を定めるものであります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 33 号議案 市道の路線認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 33 号議案 市道の路線認定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の市道の路線認定は、2つの路線について、道路法第 8 条第 2 項の規定により

議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。この2つの路線は、いずれも新規に認定する路線で、市道認定基準の、住宅密集地における生活、防災及び保安上必要な道路として、種別のその他市道に認定したいものです。

3 ページをご覧ください。図面番号1、天王町大久保3号線です。この路線は、宅地分譲により築造された道路ですが、住宅建設が進みまして公共性が高まったことにより、認定したいものです。延長が77メートル、幅員が5.0メートルから8.5メートルとなります。

続いて、4 ページをご覧ください。図面番号2、伊勢町国道線です。この路線は、新潟県の十二沢川改修事業により、機能喪失した市道の付け替え道路として認定したいものです。延長が49メートル、幅員が3.0メートルから6.0メートルとなります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第33号議案 市道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第25、第34号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第34号議案 市道の路線変更について、提案理由をご説明いたします。今回の市道の路線変更は、2つの路線について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。2路線について、表のとおり終点の変更を行いたいものです。この2つの路線はいずれも、林道との重複区間を除外することによる延長の短縮で、終点に変更になるものです。両路線とも市道認定よりも林道台帳登録のほうが早い時期でありまして、認定の際の確認不足により重複区間が生じたものと考えられます。今後、認定に当

たつては十分注意して取り扱ってまいりたいと思います。

3 ページをご覧ください。図面番号 1、小黒沢線です。この路線は、国道 353 号を起点とする路線ですが、林道の重複区間を除外しまして、延長を 780.6 メートルから 122 メートルとしたいものです。

続いて、はぐっていただいて 4 ページをご覧ください。図面番号 2、一村尾・名木沢 2 号線です。この路線は、国道 17 号を起点とする路線ですが、同じく林道の重複区間を除外し、延長を 1,201.2 メートルから 660 メートルとしたいものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段のほうの話が少し分からないので教えていただきたいのですが、ここは平成 23 年でしたかの水害でもあったところですけども、市道でなくなった場合、そういった水害等で災害が起きた場合は、市道という形でなくて、今、林道という言葉が聞こえたのですけれども、そういった扱いになるということでありましょうか。ひとつお聞きしておきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 重複区間につきましては、既に林道の台帳のほうへ登録されておりますので、林道という扱いになります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、第 35 号議案 市道の路線廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 35 号議案 市道の路線廃止についての提案理由をご説明申し上げ

げます。今回の市道廃止路線は、1つの路線について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をご覧ください。廃止したい路線は、塩沢三分区にあります塩沢中央団地線です。

3ページをご覧ください。図面番号1、塩沢中央団地線。この路線は、市道島泉盛寺線を起点とする路線ですが、市営住宅中央団地の敷地内構内道路として管理されておりますので、今回廃止したいものです。廃止となる路線の延長は28メートル、幅員は5メートルから7.5メートルとなっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第35号議案 市道の路線廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第27、第36号議案 浦佐認定こども園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第36号議案 浦佐認定こども園の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

浦佐認定こども園の指定管理者の指定については、現在指定管理者であります、医療法人社団萌気会による10年間の指定管理が、令和3年3月31日をもって終了いたします。

同園は浦佐地区の児童を主な対象とした認定こども園で、現指定管理者の保育・教育理念であります「保育・教育の真ん中にこどもを！」に基づき、豊かな自然環境の中で地域の未来を担う子供たちを地域全体で育てる、年齢、国籍にとらわれない遊び、育ちの醸成のため、積極的に職員の資質向上研修や保育研究を重ねており、保育、教育の専門性に優れており、外国籍の子供の受入れも積極的に行っております。

指定管理者による管理運営は良好であり、専門性、継続性が求められる業務であることから、指定管理者選定審議会の審査を受け、指定管理者の候補者として医療法人社団萌気会を選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書の 1 ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は、浦佐認定こども園です。2、指定管理者に指定する団体は、南魚沼市浦佐 330 番地 5、医療法人社団萌気会になります。理事長は黒岩卓夫氏であります。3、指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとするものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、同法人と公私連携型施設への移行に向けて現在協議を行っていることから、最低の 3 年間といたしました。

3 ページから 8 ページにかけては、事業計画書でございます。1 に施設管理の基本方針を、2 に施設の概要、3 に主な行事計画、4 に利用計画、利用者の見込み数でございます。5 に利用料金、6 に指定期間、7 に収支計画、8 に団体の概要が記載されております。

以上、説明になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、3 年間ということで、その中で交渉するという話を聞いたのですけれども、この 3 年はずっとそのあれで、もし早めに決まっても、3 年はそのまま指定管理という形で——例えば 2 年でうまく決まれば、指定管理を解いて、2 年後にはもう市民でやっていただけるようなことになるのかということが 1 点と、7 ページの補助金収入の中で、市の補助というのが 100%なのか、ほかの補助も入っているのか、市の割合が幾らぐらいなのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 指定期間の関係でございますが、こちらについて、3 年間という中での交渉を行うということになっていきます。この場合、両者の間で合意に至って、指定期間を短縮してもいいという合意になれば、期間を短縮することは可能と考えております。

あと、後段の部分につきましては、課長のほうから説明いたします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2 番目の補助金収入についてご説明申し上げます。市のほうで単独で、外国人の方が多いということで、お一人の方の保育士分ということで、明確な金額を覚えていないのですが、200 万円を少し超える金額を市は単独でお出ししております。

あとの補助金収入につきましては、県補助、国補助が入ったような形——規定の補助率に基づいての補助を行っているということで、市の持ち出し分も当然ありますけれども、明確に幾らという部分は申し上げられませんが、規定の補助金に基づいた形での補助という形でございます。市独自のものは、冒頭で申し上げました 1 人分ということでございます。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1つ目については分かったのですが、市のメリットとすると、いろいろな補助金が入って造った施設なので——言い方が悪いですが、200万円しか出してないのであれば……（何事か叫ぶ者あり）ではない。1人に対して200万円……（何事か叫ぶ者あり）言い方が少し……（何事か叫ぶ者あり）よく分からなかった。その200万円、1人なのか、外国人に対してなのか、全体が200万円、市が200万円という意味……（何事か叫ぶ者あり）なのか、まあいいです、今質問するので。

では、それと民設民営になったときのメリットはどれぐらい市にとってあるのかというのを——例えばこの施設が壊れたりすると、今は市が出さなければいけないとかあるとは思いますが、今後そういうふうになれば手が離れていくわけですが、その辺のメリットについて分かったら教えていただきたい。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 答弁が下手くそで申し訳ございません。お一人分というのは、保育士のお一人分ということでございます。これも臨時的な職員ということで、その方の賃金ということで200万円強の金額をお支払いしているということでございます。

あと、今、公設民営ということで指定管理になって、この3年間もそのような形での提案になるのですが、公私連携がどういったものかという質問にもなるのだと思うのですが、公私連携の場合はほとんど私立園と同じになります。今、保育料につきましては、公設民営は市のほうで料金の徴収を行っておりますし、建物は市の建物ですので、壊れたときには市が建物を直すという形になります。けれども、私立と同じということであれば、今度は保育料に関してはご自分で集めるという形になりますし、修繕に関しても自分たちで行うという形になります。

公私連携は平成27年に始まりまして、子ども・子育て支援法の中で新たに出てきた考え方になります。民間が参入しやすいようにという考え方に基づいておりまして、まず土地建物は公が用意する。そこの運営の部分を私立というような形で入ってきませんかという形になります。そうすると私立のメリットとしましては、初期投資費用がかからないというメリットがありますが、市内ほかにも公設民営3園あるのですが、新しい建物を造ってということであればいいのですが、途中からになりますので、その修繕費の部分でのデメリットが指定管理者のほうに出てくるということでございます。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 新年度から公私連携でいくのかと思っていたのですが、少し交渉が長引いているということで、もし差し支えなければ、話合いの中でどの辺が少しネックといいますか、今積み残しの課題になっているのか、そういうのがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 相手様のあることで、少しデリケートな問題ですので、詳細についてはお答えできないのですが、やはり今ほど塩谷議員の中でお答えしたとおり、新たなものに公募をかけて入ってくるということであると、私立のほうに物すごくメリットがあるのです。けれども、既に公設民営という形の中でかなり施設が古くなってしまったものを、ここで単にぱっと切り替えて、後の修繕をお願いねという話になりますと、やはり受託する側にしてみると、公設民営ではすごく修繕費とかかからなくてよかったのに、余計なお金がかかってくるのだといったときに、では市はそこをどのように面倒をみられるといたしますか、補填するかという部分が落としどころという形になろうかと思います。

あとまた、保育料の徴収に関しましても、新たな手間が発生してきたり、市のほうで全額補填している限りは滞納等もありませんけれども、当然滞納の整理等のお手間も発生してくるということで、受託者側にはあまりメリットがないという形の中で前に進まないという部分でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 少し私が聞いてみたいのは、これから運営方法について相談していきたいという方法があるわけです。それはそれで分かるのですが、なかなか私が思うのは、進まないのであればほかの——やはりこの方がやってくれるのが一番いいとは思いますが、ほかの方にも聞いて、きちんといろいろな意見を聞いて、市として公平にやりましたよということにして、渡していける相手というのが一番大切だとも思うのです。

今のだと、もうこの人、この人に行くから、となっていくのは、あまりいい形ではないのかという思いも少しあるわけです。その公平性をどういうふうにしていくかという点を考えると、やはりもっとオープンにして——今出ているのが収支計画書ですけども、例えば決算書を出すとか、これだけの決算書をやっているの、これでもできませんかということになれば、また逆に市のほうに問合せがあるかもしれないです。

例えば、市内だっているところがあるわけです。どろんこさんだっているし、金城さんだっているわけです。そういうところの意見も逆に聞けることになるかもしれないです。私はどうやって公平性を担保して譲っていくのかという点については、どう考えているのかについて、そこだけ少しお聞かせいただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの質問の関係ですけども、今、私どものほうは、公設民営は3園あります。そのところと、それぞれ3つの施設に対して公私連携のほうに移行していきたいというお願いで進めているところです。今、指定管理を受けている法人のほうで継続したいということであると、やはり利用者の皆様方も、その法人の保育方針ですとか、そういったものに賛同した中で多くの方に来ていただいているという状況を見ると、新たなところを探すというよりも、今のところと進めていきたいという考えがあります。

公私連携に移行した場合に、民の皆さん方のメリットとしますと、より自分の園の独自性を出した中で保育を実施していけるというところの範囲が広がってくると考えております。そのところを園の側とよく話をした中で、ぜひ、継続性を持ってこの園の運営を継続してもらいたいというのは、第一の交渉の話になると思います。

やはり園の側も、これから少子化が進む中で、では事業として本当にこれは継続したほうがいいのかどうかというところの判断も出てくるかと思えます。そういった場合については当然もっと公募的なものですか、そういったものを入れながら事業者さんを見つける。あるいは、今、公設民営で行っておりますけれども、では公にまた戻すのかとか、そういったことも検討していく必要もあるのかと思っておりますので、3つの法人との交渉について、非常に関係性は深いのですが、それぞれ建物の年度ですか、状況ですか、そういったものが違っているものですから、統一的な交渉方法というのはできないという状況にあります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 浦佐認定こども園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第28、第37号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第37号議案です。財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

このたび、大字塩沢財産区管理委員のうち3人の委員から、令和3年3月31日をもって委員を辞任したいという旨の申出がありました。この管理委員の選任につきましては、財産区管理会条例第3条の規定によりまして、議会の同意が必要とされております。

つきましては、議案書記載の林茂さんと、大塚正三さん、2人を選任したく、ご同意をお願いするものであります。なお、選任に当たり、同財産区から推薦をいただいているところであります。

任期につきましては、地方自治法第296条の2の規定によりまして、令和3年4月1日か

ら令和7年3月31日までの4年間となります。

今回、3人の方が退任され、うち2人の後任について選任届が提出されましたが、もう一人の方については3月中に提出される見込みとなっておりますので、これは申し訳ございませんが、6月定例会で提案したいと考えておりますので、事情をご理解いただきたいと思います。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第37号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は3月8日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時18分〕